

# 第二期紫波町子ども・子育て支援事業計画 (素案)

令和2年 月  
紫 波 町

## 目 次

### 第1章 策定の背景と趣旨

- 1 計画策定の背景 . . . . . 1
- 2 計画の趣旨 . . . . . 2

### 第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

- 1 人口及び世帯の状況 . . . . . 3
- 2 就労の状況 . . . . . 8
- 3 保育所（園）、幼稚園、学校等の状況 . . . . . 10
- 4 児童数の推計 . . . . . 12
- 5 ニーズ調査結果の概要 . . . . . 13
- 6 前計画の目標値と実績 . . . . . 18

### 第3章 計画の基本的考え方

- 1 基本理念 . . . . . 20
- 2 基本的な視点 . . . . . 20
- 3 計画の性格・位置づけ . . . . . 21
- 4 計画の期間 . . . . . 21
- 5 計画の策定体制 . . . . . 21
- 6 現行制度の概要 . . . . . 22

### 第4章 施策の展開

#### I きめ細かな子育て支援環境の整備

- 1 教育・保育提供区域の設定 . . . . . 25
- 2 教育・保育施設の見込量と確保方策 . . . . . 26
- 3 地域子ども・子育て支援事業の充実 . . . . . 30
- 4 子育て世帯の経済的負担の軽減 . . . . . 37
- 5 地域で支援する子育て・子育て . . . . . 38

#### II 人生の土台である幼児期の教育の充実

- 1 児童施設における豊かな幼児教育の推進 . . . . . 38
- 2 幼児期の育ちについての理解促進 . . . . . 39
- 3 幼保小連携の推進 . . . . . 39

|     |                         |            |
|-----|-------------------------|------------|
| Ⅲ   | 子どもが適切な養育を受けられる環境の整備    |            |
| 1   | 児童虐待防止対策、虐待児童・家庭への適切な対応 | ・ ・ ・ ・ 40 |
| 2   | 悩みを抱える保護者が相談できる環境づくり    | ・ ・ ・ ・ 40 |
| 3   | 適切な子育て・教育への接続           | ・ ・ ・ ・ 41 |
| 4   | 紫波町こどもセンターの機能の充実【再掲】    | ・ ・ ・ ・ 41 |
| Ⅳ   | 子どもが夢や希望を持って成長できる環境づくり  | ・ ・ ・ ・ 42 |
| 第5章 | 計画の推進                   |            |
| 1   | 庁内推進体制の整備               | ・ ・ ・ ・ 44 |
| 2   | 関係機関等との連携・協働            | ・ ・ ・ ・ 44 |
| 3   | 計画の進行管理                 | ・ ・ ・ ・ 44 |

# 第1章 策定の背景と趣旨

## 1 計画策定の背景

児童福祉法では、“児童が健康に出生して幸福で安全に育つこと”を目的としていますが、その重要な役割を担う施策として児童保育があげられます。

従来の就学前児童に対するサービスは、幼稚園は学校教育法により、保育所は児童福祉法により、そして認定こども園法により幼稚園に保育所機能を併せ持たせるなど、時代のニーズや保護者の就労形態の変化に対応しながら、それぞれの制度の中で行われてきました。

近年の全国的な傾向として、子育て世帯の収入が安定しない経済状況下において、出産後間もない時期から職場復帰を希望する女性が増加しています。しかし、保育所に預けたくても定員超過で入所を断られ、幼稚園の預かり保育や認可外保育は負担が大きいため利用が進まず、仕事と子育ての両立にとって厳しい状況が続いています。

こうした課題に対処するため、国では「社会保障・税の一体改革」に取り組み、消費税の引き上げ分を財源とし、「子ども・子育て関連3法」による新たな子ども・子育て支援制度が平成27年度からスタートしました。

この制度の狙いは、保育所、認定こども園のほか、幼稚園や認可外保育を制度の対象に加え、各々のサービス利用に融通性を持たせながら、給付費（公費負担）を一元化することで利用者負担を平準化し、待機児童を解消しようとするものです。

しかしながら、都市部においては未だ待機児童問題が解消されず、少子化による人口減少についても進行を止められない状況となっており、さらには、「児童虐待」という最悪の事件が発生してしまうケースや、生活困窮世帯の増加による「子どもの貧困」という新たな社会問題が浮上してきています。

この状況の中で、国では平成29年に「子育て安心プラン」を公表し、女性の就業率80%に対応できる保育の受け皿を確保することとし、幼児教育・保育の無償化等に消費税率10%への引き上げによる財源を投入することとしました。

※子ども・子育て関連3法とは

①子ども・子育て支援法

②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（通称：認定こども園法）の一部を改正する法律

③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律（児童福祉法等の関連法律）の整備等に関する法律

## 2 計画策定の趣旨

前述のような社会情勢を背景として、本町においても、子ども・子育て支援法に基づく法定計画として、紫波町子ども・子育て会議の議論を経て、平成27年3月に紫波町子ども・子育て支援事業計画（以下「第一期事業計画」）を策定し事業に取り組んできました。

事業計画については、5年間を計画期間とすることが定められており、期間中は様々な取組を行って参りましたが、平成28年には計画値と実績値に大きな乖離が見られることが明らかになったことや、待機児童が増加していることを踏まえ、平成30年3月に中間見直しを行いました。

本町の児童保育においては、平成29年に私立「オガール保育園」を開所、平成31年に公立「古館保育所」の定員増及び私立「古館こぐま保育園」の開所を支援し、平成24年には“家庭で子育てしている親子が集える場所”として「紫波町子育て応援センター」を紫波中央駅前に開所しました。また、学童保育においては、直営施設である「日詰第2、第3こどもの家」の整備を行うなど、環境の整備に努めました。

さらに、母子保健においては、新生児の全家庭訪問や妊婦健診・乳幼児健診の全額公費負担加えて、新生児聴覚検査の一部助成をするなど、健診を受けやすい環境を整え“子どもたちの健やかな成長”の支援に努めてきました。

このたび、第一期事業計画の終期に伴い、令和2年度を始期とした今後5年間の事業展開や各サービスの見込み量、そしてサービス確保方策をあらわした「第二期紫波町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、誰もが安定して教育・保育を受けられるような環境づくりに努め、待機児童を解消していきます。また、すべての子どもたちが健やかに成長できるよう、地域の子育て環境の整備を進めていきます。

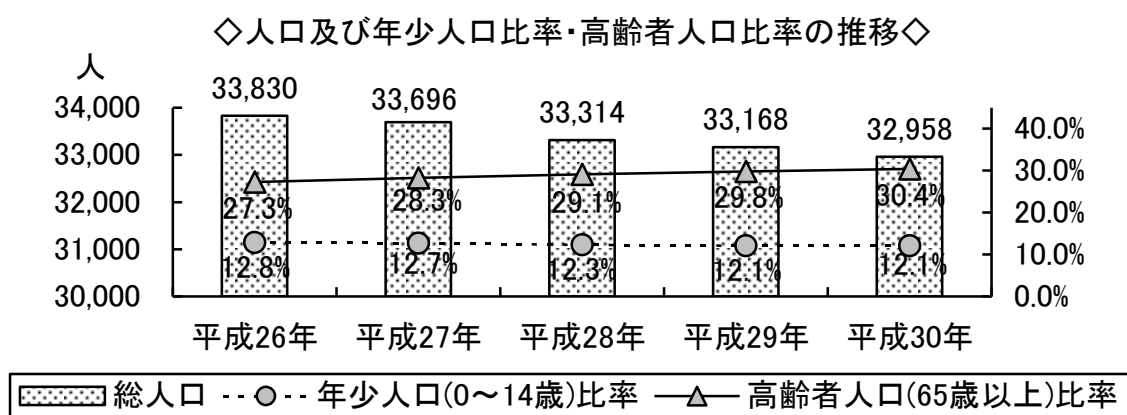
## 第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

### 1 人口及び世帯の状況

#### (1) 人口及び年少人口比率・高齢者人口比率の推移

総人口の推移を見ると、各年で減少し平成26年は33,830人となっていました、平成30年は32,958人と872人減少しています。

人口比率を見ると、年少人口比率は減少しているのに対し高齢者人口比率は増加しており、平成30年では年少人口比率が12.1%、高齢者人口比率は30.4%となっています。

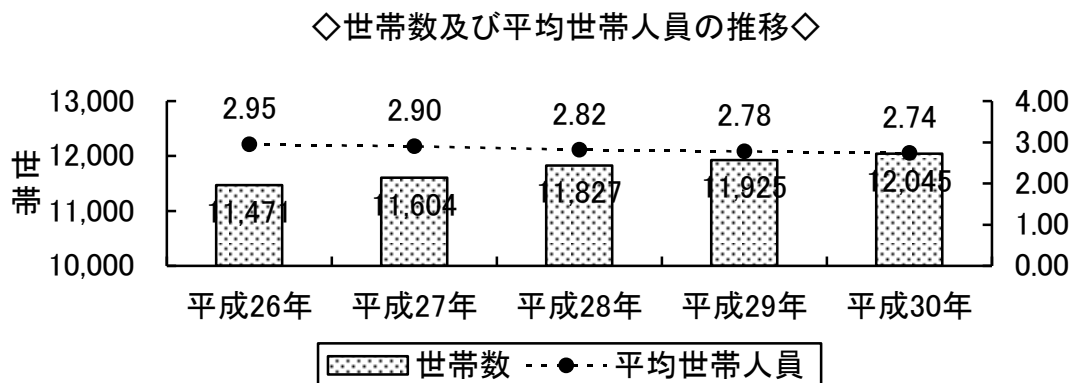


資料：住民基本台帳（各年度末現在）

#### (2) 世帯数及び平均世帯人員の推移

世帯数の推移を見ると、平成26年は11,471世帯、平成30年は12,045世帯となり574世帯増加しています。

平均世帯人員を見ると、平成26年は2.95人、平成30年は2.74人となり、各年で減少しています。



資料：住民基本台帳（各年度末現在）

### (3) 人口動態

社会動態を見ると、転入数、転出数とも増減しており、平成28、30年度以外は転入数が転出数を上回り社会増となっています。

自然動態を見ると、出生数は平成28年度に200人台を下回り、平成30年度は196人となっています。死亡数は各年で300人台となっており、平成26年度から平成30年度は自然減で推移しています。

#### ◇人口動態◇

(単位：人)

|        | 社会動態  |       |       | 自然動態 |     |       | 差引増減 |
|--------|-------|-------|-------|------|-----|-------|------|
|        | 転入数   | 転出数   | 社会増減数 | 出生数  | 死亡数 | 自然増減数 |      |
| 平成26年度 | 1,038 | 1,037 | 1     | 213  | 346 | △133  | △132 |
| 平成27年度 | 999   | 980   | 19    | 209  | 380 | △171  | △152 |
| 平成28年度 | 924   | 969   | △45   | 198  | 380 | △182  | △277 |
| 平成29年度 | 995   | 957   | 38    | 195  | 370 | △175  | △137 |
| 平成30年度 | 936   | 965   | △29   | 196  | 380 | △184  | △213 |

資料：町調べ

### (4) 世帯の家族類型及び1世帯当たりの人員

一般世帯の家族類型を見ると、本町は親族世帯が占める比率が岩手県及び全国の数値よりも多く80.9%となっています。

親族世帯を見ると、核家族世帯は57.2%となっており、岩手県及び全国より多くなっています。

#### ◇世帯の家族類型及び1世帯当たりの人員◇

(単位：人、%)

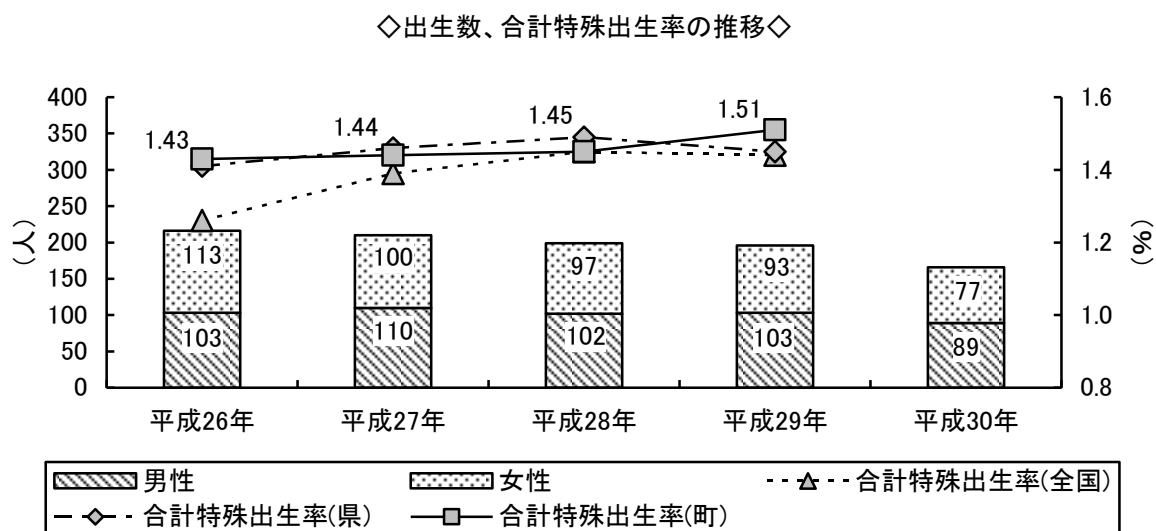
|     | 一般世帯   | 親族世帯  |       |          | 非親族世帯 | 単独世帯  | 家族類型不詳 | 1世帯当たり人員 |
|-----|--------|-------|-------|----------|-------|-------|--------|----------|
|     |        | 親族世帯  | 核家族世帯 | その他の親族世帯 |       |       |        |          |
| 紫波町 | 10,793 | 8,736 | 6,174 | 2,562    | 68    | 1,874 | 115    | 2.98     |
|     | 100.0  | 80.9  | 57.2  | 23.7     | 0.6   | 17.4  | 1.1    |          |
| 岩手県 | 100.0  | 68.8  | 51.3  | 17.5     | 0.7   | 30.4  | 0.1    | 2.54     |
| 全 国 | 100.0  | 64.3  | 55.8  | 8.6      | 0.9   | 34.5  | 0.3    | 2.33     |

資料：国勢調査（平成27年）

## (5) 出生数の推移

年度ごとの出生数の推移を見ると、各年で減少し平成26年度は216人でしたが平成30年度は166人となっています。

合計特殊出生率は暦年の数値で、平成29年は1.51となっており各年で増加しています。



資料：町調べ、岩手県保健福祉年報

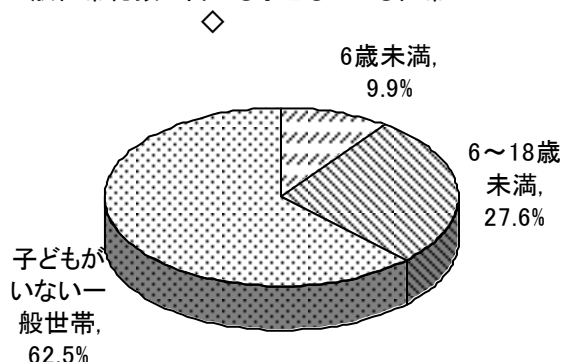
## (6) 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

18歳未満の子どもがいる世帯(6歳未満9.9%、6～18歳未満27.6%)は37.5%となっています。

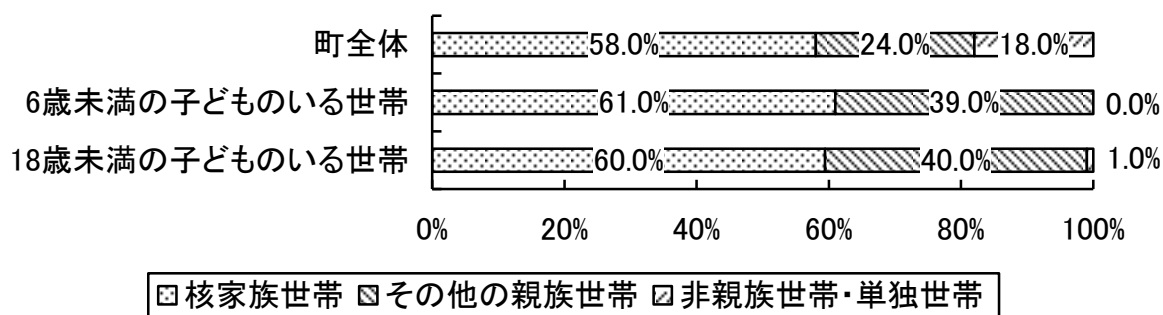
子どものいる世帯の家族類型を見ると、核家族世帯が多く、町全体で58.0%となっていますが、6歳未満の子どもがいる世帯では61.0%、6～18歳未満の子どもがいる世帯では60.0%となっています。

資料：国勢調査(平成27年)

◇一般世帯総数に占める子どものいる世帯◇



◇子どものいる世帯の家族類型(平成27年)◇



資料：国勢調査(平成27年)



## (7) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の平成22年から平成27年の推移を見ると、母子世帯は158世帯から166世帯に増加し、父子世帯では19世帯から16世帯に減少しています。

◇ひとり親世帯の状況◇

(単位：世帯)

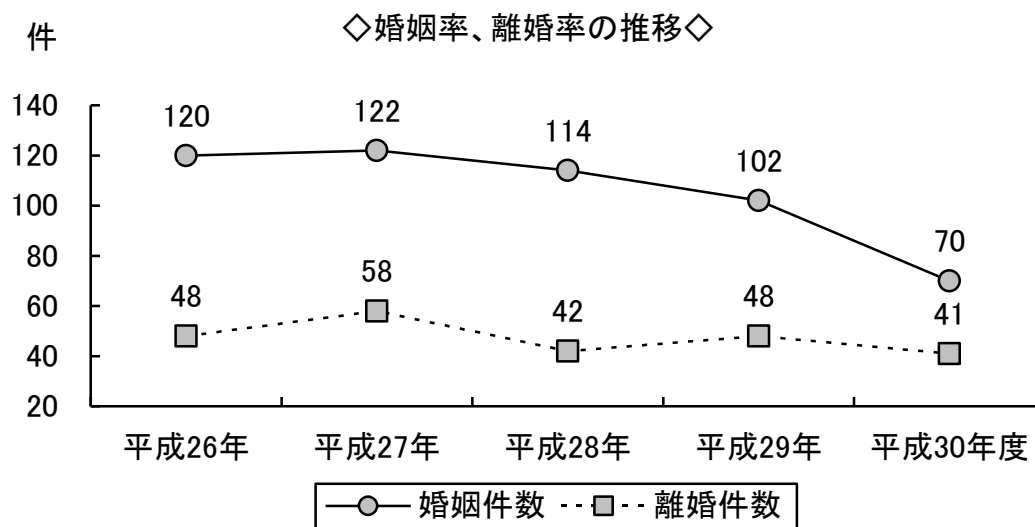
|                    | 母子世帯  |       | 父子世帯  |       | 計     |       |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                    | 平成22年 | 平成27年 | 平成22年 | 平成27年 | 平成22年 | 平成27年 |
| 6歳未満の子ども<br>のいる世帯  | 22    | 21    | 0     | 1     | 22    | 22    |
| 18歳未満の子ども<br>のいる世帯 | 136   | 145   | 19    | 15    | 155   | 160   |
| 合計                 | 158   | 166   | 19    | 16    | 177   | 182   |

資料：国勢調査（平成27年）

## (8) 婚姻の動向

婚姻件数を見ると、平成27年度にかけては横ばいで推移していましたが、平成28年度以降は減少しており平成30年度は70件となっています。

離婚件数を見ると、増減しているもののほぼ横ばいの状況が続いています。

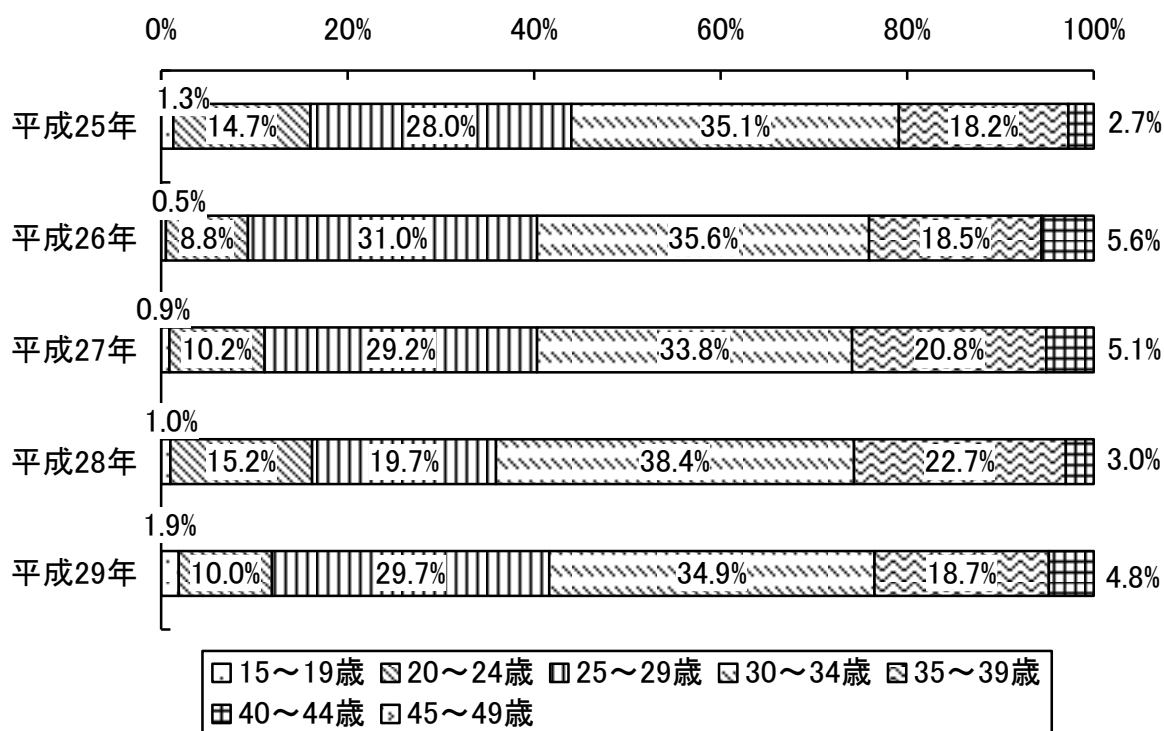


資料：町調べ

## (9) 晩産化の動向

母親の年齢階層別出生割合の推移を見ると、出生割合が増減している年齢階層が多くなっていますが、30～34歳では各年で増加しています。30～34歳の出生割合を見ると、平成25年は35.1%となっていました、平成28年には38.4%になっています。

◇母親の年齢階層別出生割合の推移◇

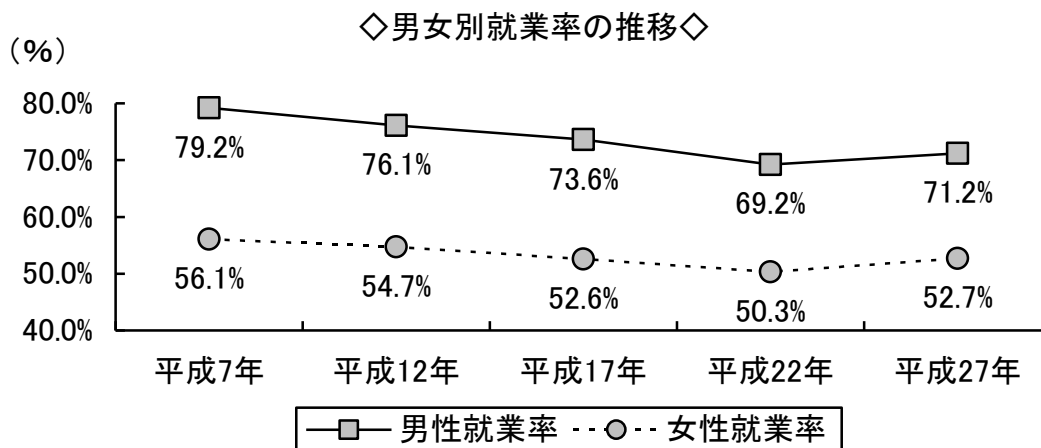


資料：岩手県保健福祉年報

## 2 就労の状況

### (1) 男女別就業率

就業率を見ると、男女ともに減少傾向になっていましたが、平成27年度には男女ともに増加し、男性は71.2%、女性は52.7%となっています。



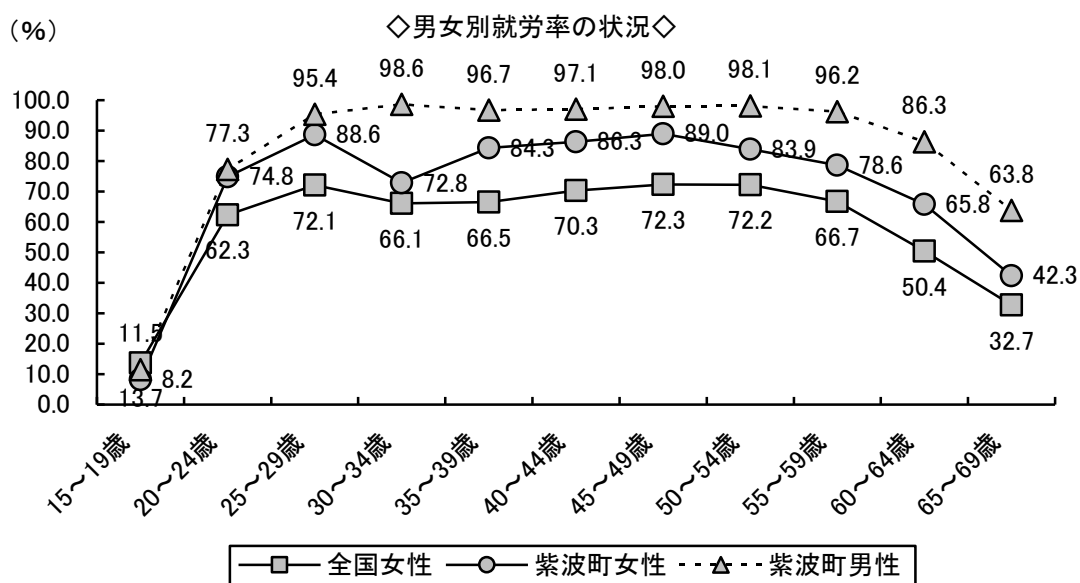
資料：国勢調査（平成27年）

### (2) 女性の労働力率

労働力率を見ると、男性は25～59歳の各年齢でいずれも90%を超え、台形型となっています。

女性も台形型に近いものの30～34歳でくぼみがあり子育て期を最低とするM字型の状況が見られます。

なお、女性の労働力率を全国と比較すると、紫波町は15～19歳の労働力率が低いものの、その他の年齢では全国よりも高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

### (3) 産業別就業者数

産業別就業者数の推移を見ると、平成17年から平成27年にかけて第1次産業は減少後に横ばいで推移し、平成27年の全体に占める第1次産業の就業者の割合は14.7%となっています。一方、第2次産業と第3次産業は減少から増加に転じ平成27年には第2次産業の就業者の割合が20.0%、第3次産業の就業者の割合が65.1%となっています。

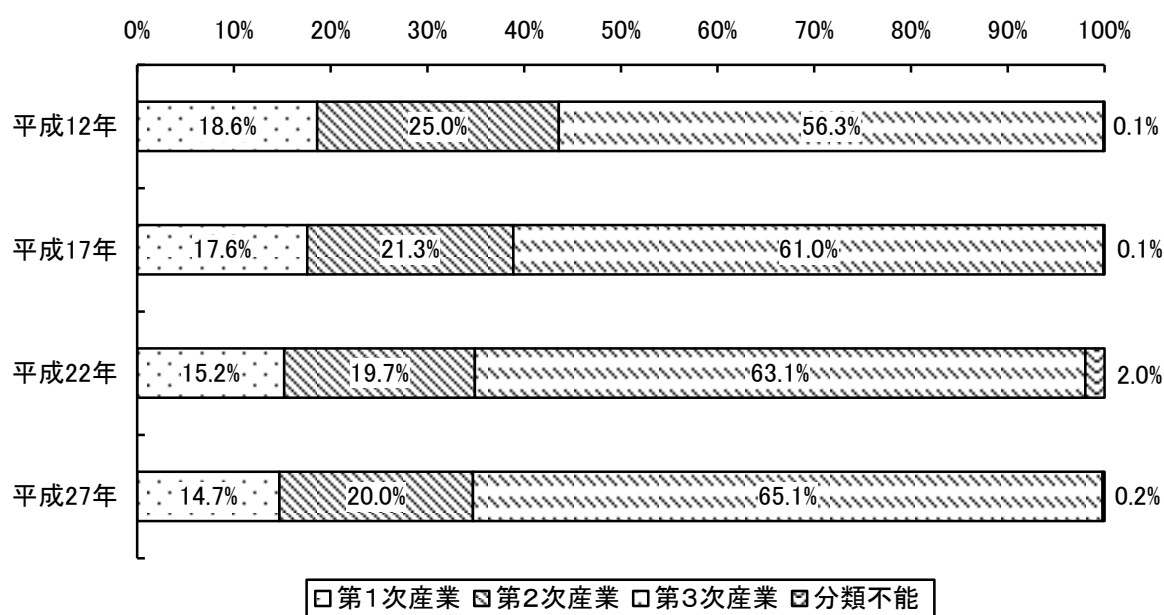
#### ◇産業別就労者数及び割合の推移◇

(単位：人、%)

|            | 平成17年  |       | 平成22年  |       | 平成27年  |       |
|------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| 第1次産業      | 3,146  | 17.6  | 2,583  | 15.2  | 2,523  | 14.7  |
| 農業         | 3,131  | 99.5  | 2,581  | 99.9  | 2,499  | 99.1  |
| 林業         | 13     | 0.4   | －      | －     | 21     | 0.8   |
| 漁業         | 2      | 0.1   | 2      | 0.1   | 3      | 0.1   |
| 第2次産業      | 3,797  | 21.3  | 3,346  | 19.7  | 3,439  | 20.0  |
| 鉱業         | 13     | 0.3   | 14     | 0.4   | 12     | 0.4   |
| 建設業        | 1,507  | 39.7  | 1,251  | 37.4  | 1,397  | 40.6  |
| 製造業        | 2,277  | 60.0  | 2,081  | 62.2  | 2,030  | 59.0  |
| 第3次産業      | 10,872 | 61.0  | 10,700 | 63.1  | 11,213 | 65.1  |
| 電気・ガス・水道   | 96     | 0.9   | 87     | 0.8   | 97     | 0.8   |
| 運輸・通信業     | 1,377  | 12.7  | 1,354  | 12.6  | 1,404  | 12.5  |
| 卸売・小売業・飲食業 | 3,969  | 36.5  | 3,024  | 28.3  | 2,879  | 25.6  |
| 金融・保険業     | 396    | 3.6   | 350    | 3.3   | 317    | 2.8   |
| 不動産業       | 58     | 0.5   | 161    | 1.5   | 189    | 1.7   |
| サービス業      | 4,976  | 45.8  | 5,724  | 53.5  | 6,327  | 56.4  |
| ※分類不能な産業   | 13     | 0.1   | 342    | 2.0   | 34     | 0.2   |
| 合計         | 17,922 | 100.0 | 16,971 | 100.0 | 17,209 | 100.0 |

資料：国勢調査（平成27年）

#### ◇産業3区分別就業者割合の推移◇



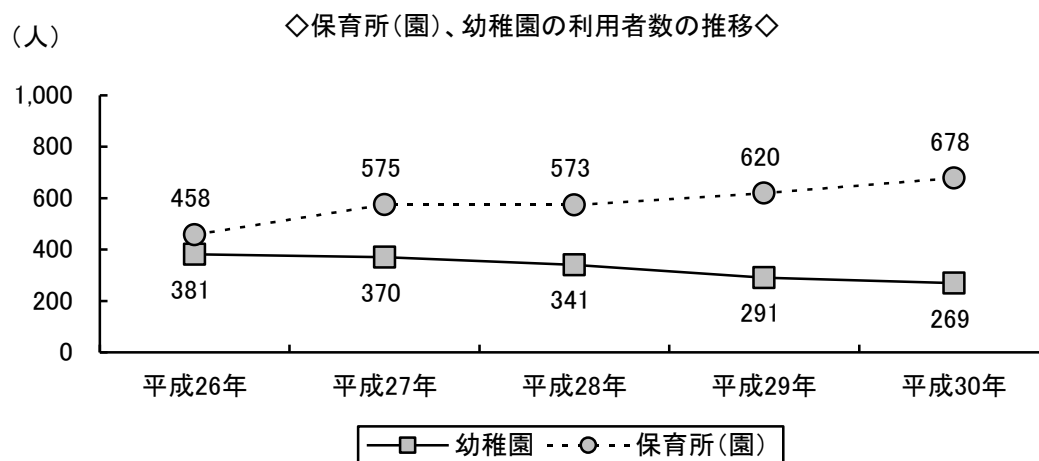
資料：国勢調査（平成27年）

### 3 保育所(園)、幼稚園、学校等の状況

#### (1) 保育所(園)、幼稚園の利用者数の推移

保育所利用者数は平成26年度に458人となっていますが、それ以降、利用者は増加を続け平成30年度には678人となっています。

一方、幼稚園利用者数は減少しており、平成30年度は269人となっています。



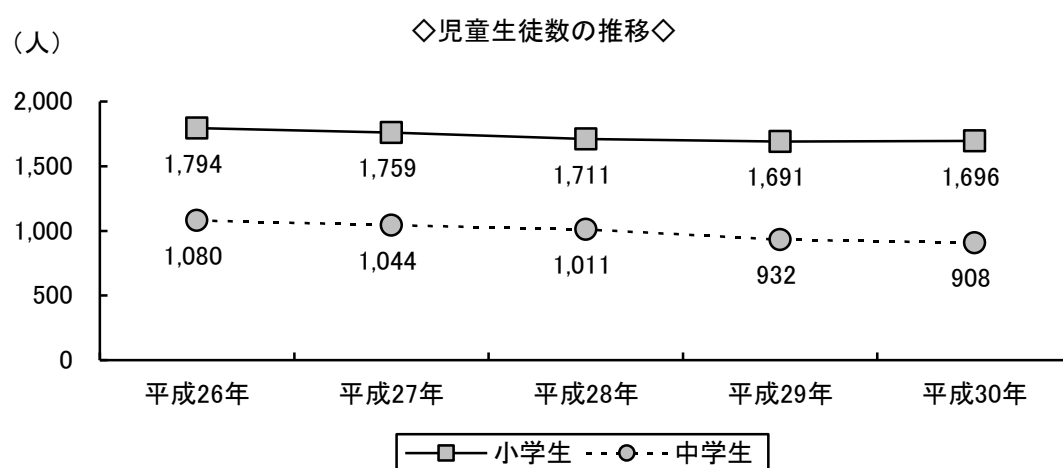
資料：幼稚園は学校基本調査（各年5月1日）

保育所は町調べ（各年4月1日）

※保育所は町外の保育所を利用する紫波町民の数も含む。

#### (2) 児童生徒数の推移

本町には、小学校が11校、中学校が3校あります。平成30年度の小学校の児童数は1,696人、中学校の生徒数は908人となっており、どちらも緩やかに減少しています。



資料：町調べ（各年5月1日）

### (3) 教育・保育施設の利用状況

平成30年4月1日現在の待機児童数は、39人となっており、0歳児が10人、1歳児が14人、2歳児が15人となっています。

| 待機児童数 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
|-------|----|----|----|----|----|----|----|
|       | 10 | 14 | 15 | 0  | 0  | 0  | 39 |

| 施設名              | 定員人数 |    |    |    |    |    |     |
|------------------|------|----|----|----|----|----|-----|
|                  | 0歳   | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計  |
| 古館保育所            | 12   | 18 | 18 | 26 | 26 | 26 | 126 |
| 虹の保育園            | 12   | 18 | 18 | 20 | 26 | 26 | 120 |
| 佐比内保育所           | 0    | 0  | 6  | 13 | 13 | 13 | 45  |
| オガール保育園          | 15   | 24 | 24 | 29 | 29 | 29 | 150 |
| 認定こども園ひかりの子      | 9    | 18 | 18 | 35 | 42 | 43 | 165 |
| 認定こども園赤石保育園赤石幼稚園 | 12   | 24 | 24 | 60 | 60 | 60 | 240 |
| 認定こども園あづま幼稚園     | 0    | 0  | 0  | 56 | 57 | 57 | 170 |
| 水分児童館            | 0    | 0  | 0  | 15 | 15 | 15 | 45  |
| 彦部児童館            | 0    | 0  | 0  | 15 | 15 | 15 | 45  |
| 赤沢児童館            | 0    | 0  | 0  | 15 | 15 | 15 | 45  |
| 長岡児童館            | 0    | 0  | 0  | 15 | 15 | 15 | 45  |

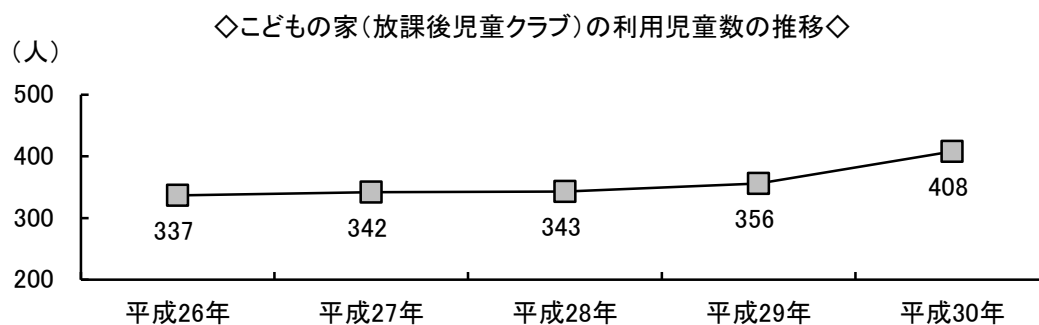
| 施設名              | 在園人数 |    |    |    |    |    |     |
|------------------|------|----|----|----|----|----|-----|
|                  | 0歳   | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計  |
| 古館保育所            | 6    | 16 | 22 | 25 | 25 | 26 | 120 |
| 虹の保育園            | 6    | 16 | 22 | 23 | 30 | 21 | 118 |
| 佐比内保育所           | 0    | 0  | 7  | 4  | 0  | 2  | 13  |
| オガール保育園          | 9    | 24 | 24 | 29 | 29 | 25 | 140 |
| 認定こども園ひかりの子      | 9    | 18 | 20 | 28 | 43 | 44 | 162 |
| 認定こども園赤石保育園赤石幼稚園 | 11   | 24 | 24 | 54 | 61 | 54 | 228 |
| 認定こども園あづま幼稚園     | 0    | 0  | 0  | 44 | 38 | 46 | 128 |
| 水分児童館            | 0    | 0  | 0  | 5  | 6  | 10 | 21  |
| 彦部児童館            | 0    | 0  | 0  | 2  | 4  | 9  | 15  |
| 赤沢児童館            | 0    | 0  | 0  | 5  | 5  | 4  | 14  |
| 長岡児童館            | 0    | 0  | 0  | 4  | 7  | 3  | 14  |

| 保育園名             | 定員充足率  |        |        |        |        |        |       |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
|                  | 0歳     | 1歳     | 2歳     | 3歳     | 4歳     | 5歳     | 合計    |
| 古館保育所            | 50.0%  | 88.9%  | 122.2% | 96.2%  | 96.2%  | 100.0% | 95.2% |
| 虹の保育園            | 50.0%  | 88.9%  | 122.2% | 115.0% | 115.4% | 80.8%  | 98.3% |
| 佐比内保育所           | —      | —      | 116.7% | 26.7%  | 0.0%   | 13.3%  | 25.5% |
| オガール保育園          | 60.0%  | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 86.2%  | 93.3% |
| 認定こども園ひかりの子      | 100.0% | 100.0% | 111.1% | 80.0%  | 102.4% | 102.3% | 98.2% |
| 認定こども園赤石保育園赤石幼稚園 | 91.7%  | 100.0% | 100.0% | 90.0%  | 101.7% | 90.0%  | 95.0% |
| 認定こども園あづま幼稚園     | —      | —      | —      | 78.6%  | 67.9%  | 80.7%  | 75.7% |
| 水分児童館            | —      | —      | —      | 33.3%  | 40.0%  | 66.7%  | 46.7% |
| 彦部児童館            | —      | —      | —      | 13.3%  | 26.7%  | 60.0%  | 33.3% |
| 赤沢児童館            | —      | —      | —      | 33.3%  | 33.3%  | 26.7%  | 31.1% |
| 長岡児童館            | —      | —      | —      | 26.7%  | 46.7%  | 20.0%  | 31.1% |

資料：町調べ（平成30年4月1日）

#### (4) こどもの家（放課後児童クラブ）の利用児童数の推移

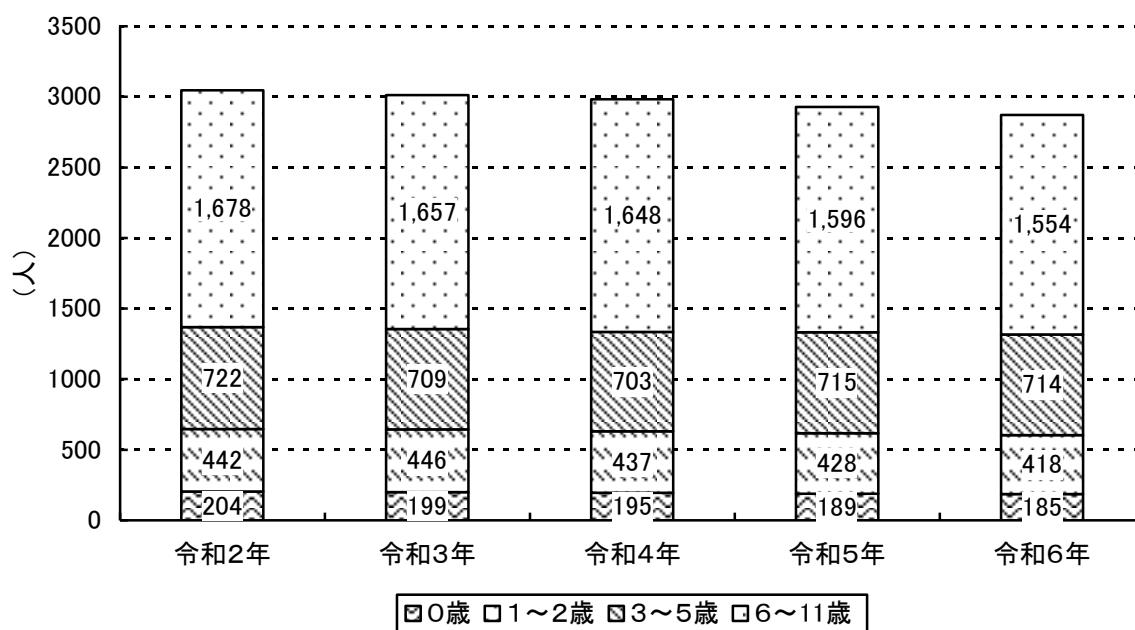
こどもの家(放課後児童クラブ)の利用児童数は平成26年度が337人となっており、横ばいで推移してきましたが平成30年度に408人と増加しています。



資料：町調べ

## 4 児童数の推計

◇令和2年度以降の推計児童数◇



資料：町調べ

## 5 ニーズ調査結果の概要

### (1) 調査の概要

#### ① 調査目的

本調査は、「第二期紫波町子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、町民の子育てに関する生活実態や要望・意見等を把握することを目的に実施しました。

#### ② 調査対象

| 調査の種類         | 対象者                  |
|---------------|----------------------|
| 就学前児童保護者ニーズ調査 | 町内の就学前児童を持つ保護者       |
| 小学生保護者ニーズ調査   | 町内の就学児童（1～3年生）を持つ保護者 |

#### ③ 調査方法

| 対象者                             | 配布・回収方法      |
|---------------------------------|--------------|
| 認定こども園や保育所、小学校等の施設を利用している児童の保護者 | 施設を通しての配布・回収 |
| 幼稚園や保育園等の施設を利用していない保護者          | 郵送による配布・回収   |

#### ④ 調査期間

平成30年12月3日から平成30年12月14日まで

#### ⑤ 調査の配布数と回収数

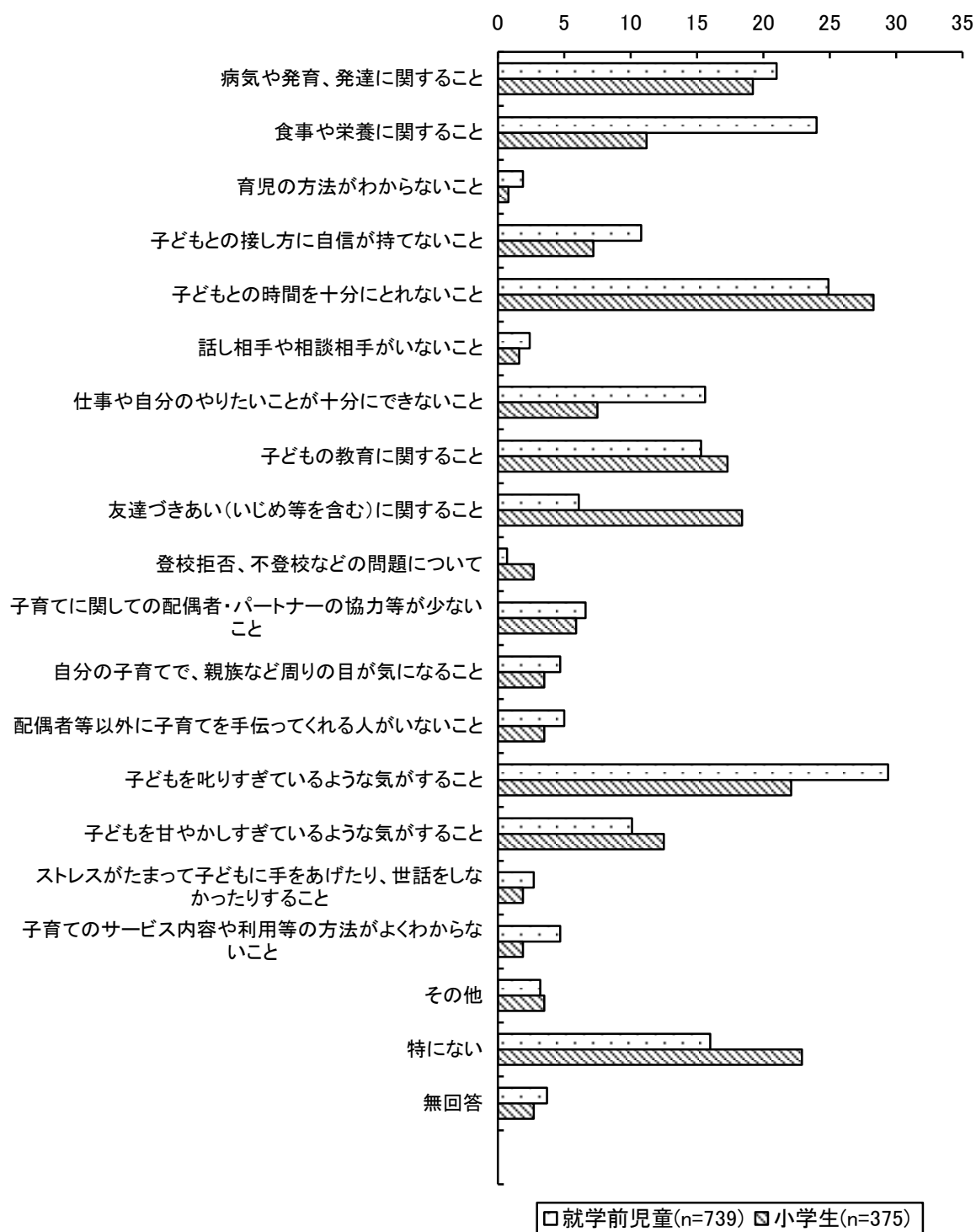
| 調査の種類         | 配布数   | 回収数 | 回収率   |
|---------------|-------|-----|-------|
| 就学前児童保護者ニーズ調査 | 1,133 | 739 | 65.2% |
| 小学生保護者ニーズ調査   | 454   | 375 | 82.6% |



## (2) 主なニーズ調査結果

### ① 子育てについての悩み事

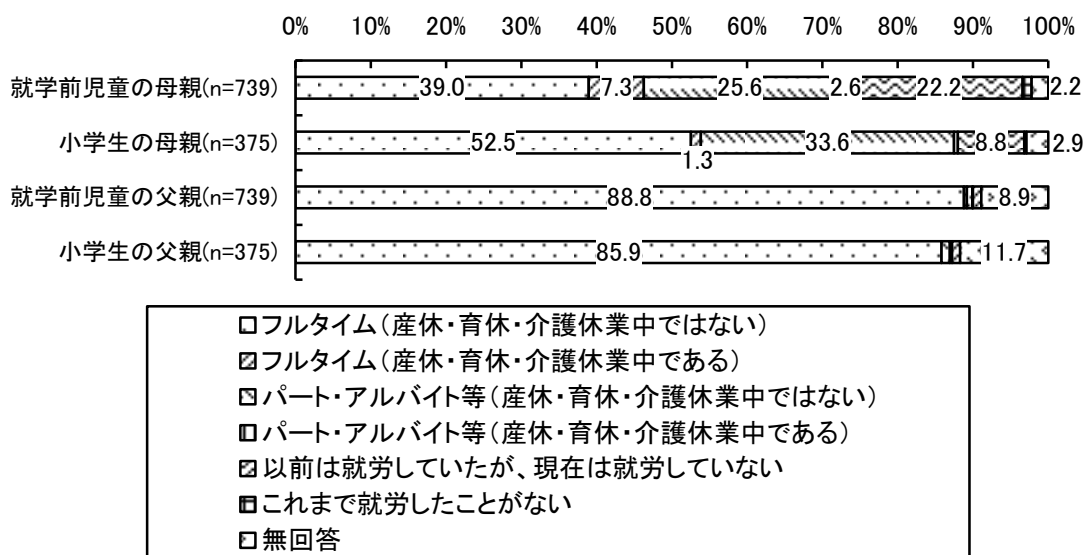
「子どもを叱りすぎているような気がする」と29.4%で最も多く、「子どもとの時間を十分にとれないこと」(24.9%)と「食事や栄養に関すること」(24.0%)がつづいています。



## ② 保護者の就労状況

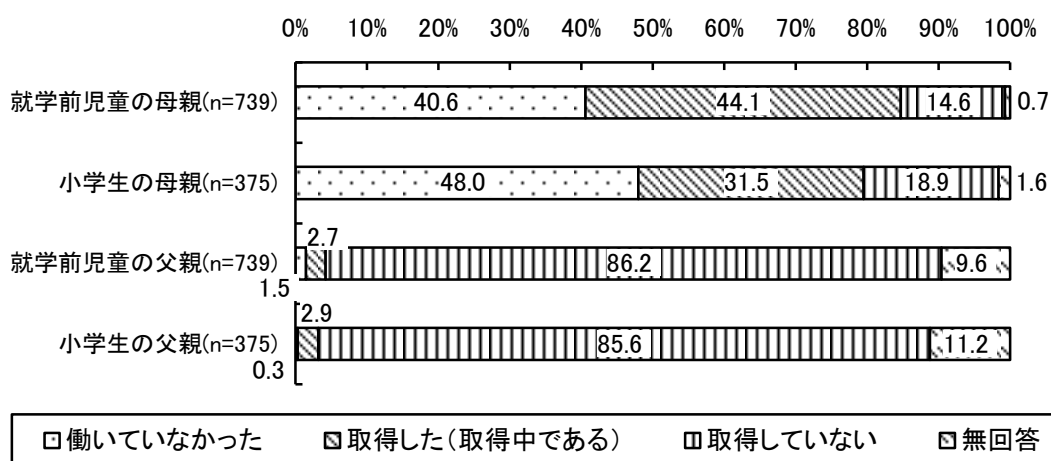
回答時点での保護者の就労状況。就学前児童、小学生の保護者（母親）とも、「フルタイム（産休・育休・介護休業中ではない）」が最も多く、「パート・アルバイト等（産休・育休・介護休業中ではない）」がつづいている。

就学前児童、小学生の保護者（父親）とも、「フルタイム（産休・育休・介護休業中ではない）」が最も多くなっている。



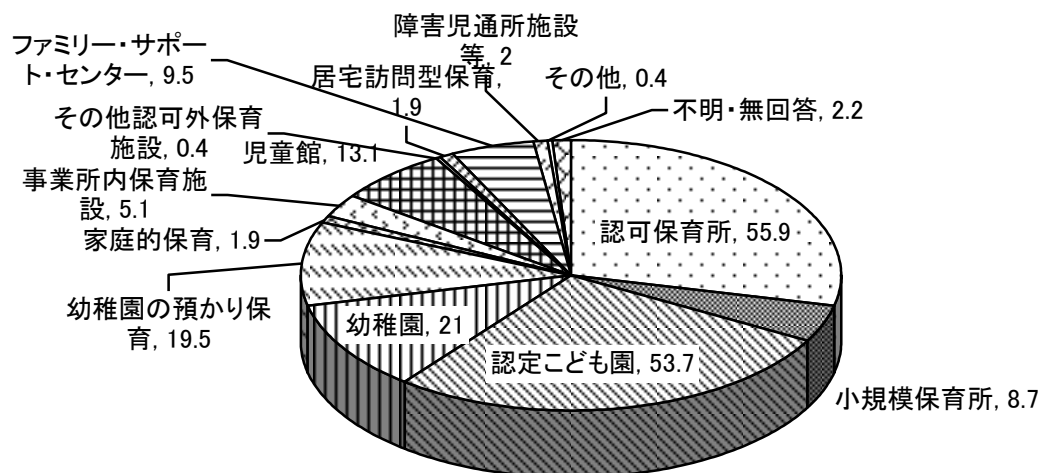
## ③ 育児休業取得状況

調査対象の就学前児童又は小学生が生まれたときの保護者の育児休業取得状況。就学前児童の保護者（母親）は、「取得した（取得中である）」が最も多く、「働いてなかった」がつづいている。小学生の保護者（母親）は、「働いてなかった」が最も多く、「取得した（取得中である）」がつづいている。



④ 教育・保育サービスの今後の利用意向

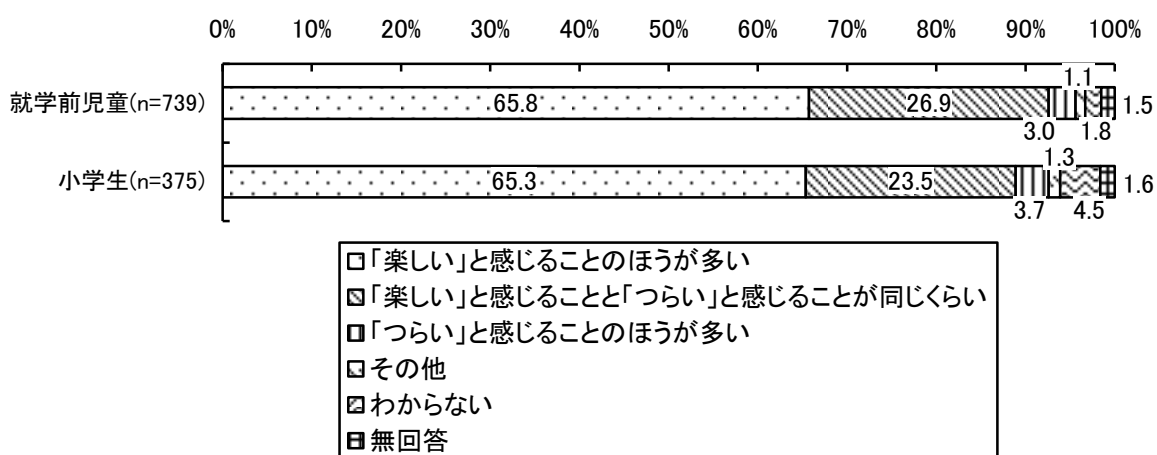
この項目は、0歳児から5歳児を持つ保護者に対し、複数回答を可として行いましたが、「認可保育所」の利用意向が最も高く、「認定こども園」「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」が続いています。



⑤ 子育てにおける楽しさについて

就学前児童の保護者は、「「楽しい」と感じることのほうが多い」が65.8%で最も多く、「「楽しい」と感じることと「つらい」と感じることが同じくらい」(26.9%)と「「つらい」と感じることのほうが多い」(3.0%)がつづいています。

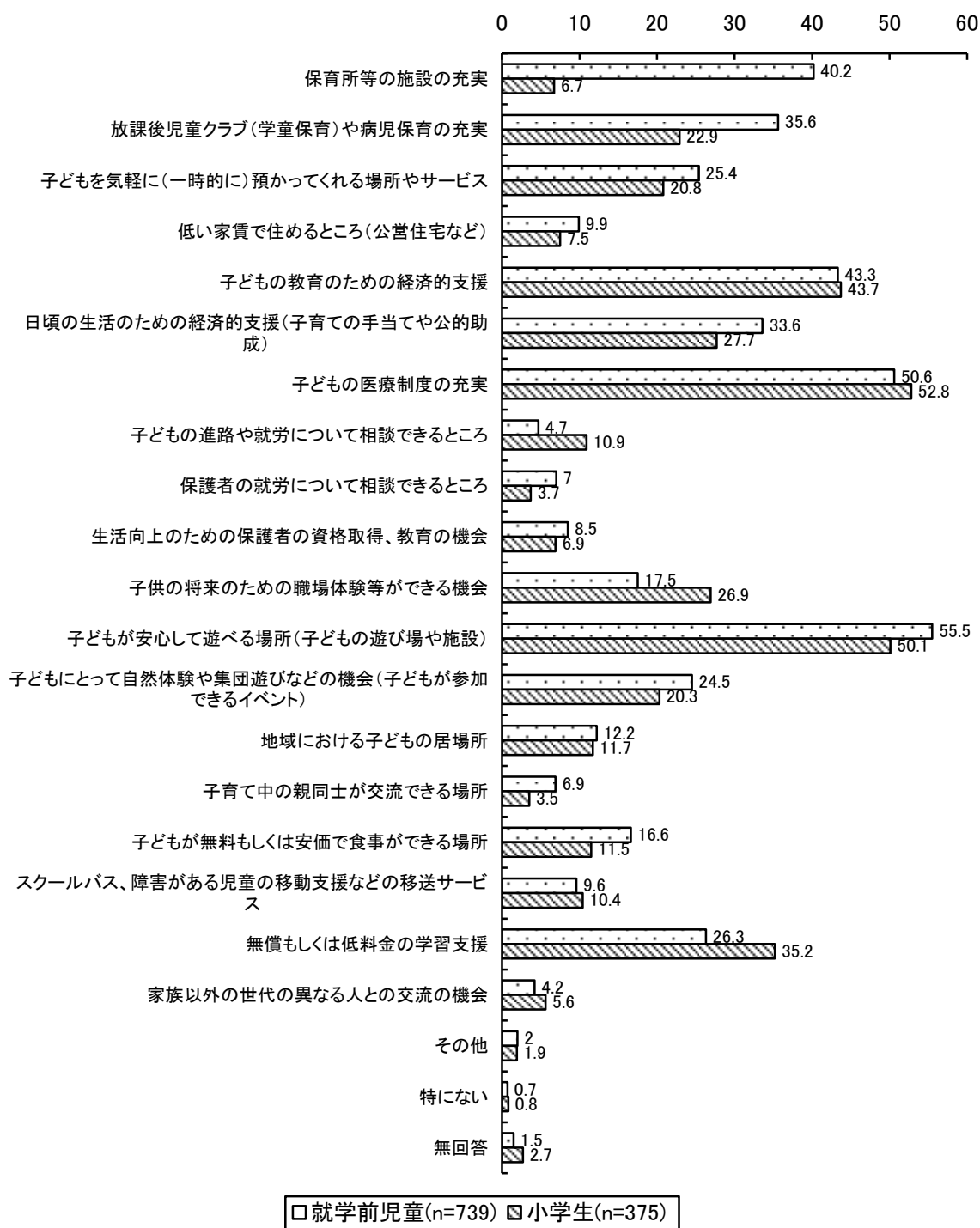
小学生の保護者は、「「楽しい」と感じることのほうが多い」が65.3%で最も多く、「「楽しい」と感じることと「つらい」と感じることが同じくらい」(23.5%)と「わからない」(4.5%)がつづいています。



# ⑥ 充実を望む子育て支援策

就学前児童の保護者は、「子どもが安心して遊べる場所（子どもの遊び場や施設）」が55.5%で最も多く、「子どもの医療制度の充実」(50.6%)と「子どもの教育のための経済的支援」(43.3%)がつづいています。

小学生の保護者は、「子どもの医療制度の充実」が52.8%で最も多く、「子どもが安心して遊べる場所（子どもの遊び場や施設）」(50.1%)と「子どもの教育のための経済的支援」(43.7%)がつづいています。



## 6 前計画の目標値と実績

|                   |         |    | H27<br>年度 | H28<br>年度 | H29<br>年度 | H30<br>年度 | H31<br>年度 | H30年<br>度目標<br>達成度 |
|-------------------|---------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------------------|
| 教育事業              | 3 ～ 5 歳 | 目標 | 535       | 535       | 535       | 525       | 506       | 103.7%             |
|                   |         | 実績 | 535       | 535       | 545       | 525       | —         |                    |
| 保育事業              |         | 目標 | 629       | 629       | 629       | 671       | 723       | 92.8%              |
|                   |         | 実績 | 629       | 629       | 651       | 671       | —         |                    |
| 2 号認定             | 3 ～ 5 歳 | 目標 | 351       | 351       | 351       | 401       | 420       | 95.4%              |
|                   |         | 実績 | 351       | 351       | 381       | 401       | —         |                    |
| 3 号認定             | 0 歳     | 目標 | 63        | 63        | 63        | 60        | 66        | 90.9%              |
|                   |         | 実績 | 63        | 63        | 60        | 60        | —         |                    |
|                   | 1 ～ 2 歳 | 目標 | 215       | 215       | 215       | 210       | 237       | 88.6%              |
|                   |         | 実績 | 215       | 215       | 210       | 210       | —         |                    |
| 利用者支援事業           |         | 目標 | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         | 100.0%             |
|                   |         | 実績 | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         |                    |
| 地域子育て支援拠点事業       |         | 目標 | 16,000    | 16,000    | 13,600    | 14,100    | 14,600    | —                  |
|                   |         | 実績 | 15,022    | 13,039    | 13,816    | 13,951    | —         |                    |
| 妊婦健康診査            |         | 目標 | 208       | 202       | 196       | 190       | 180       | —                  |
|                   |         | 実績 | 197       | 195       | 185       | 206       | —         |                    |
| 乳児家庭全戸訪問事業（母子保健）  |         | 目標 | 208       | 202       | 196       | 190       | 180       | —                  |
|                   |         | 実績 | 207       | 182       | 194       | 184       | —         |                    |
| 養育支援訪問支援事業（母子保健）  |         | 目標 | 17        | 16        | 21        | 21        | 21        | —                  |
|                   |         | 実績 | 27        | 24        | 23        | 66        | —         |                    |
| 子育て短期支援事業         |         | 目標 | 18        | 18        | 18        | 18        | 18        | —                  |
|                   |         | 実績 | 0         | 0         | 0         | 8         | —         |                    |
| ファミリー・サポート・センター事業 |         | 目標 | —         | —         | 1         | 1         | 1         | 100.0%             |
|                   |         | 実績 | —         | —         | 0         | 1         | —         |                    |
| 一時預かり事業（一般型）      |         | 目標 | 1,400     | 1,400     | 950       | 950       | 950       | —                  |
|                   |         | 実績 | 1,372     | 978       | 433       | 656       | —         |                    |
| 一時預かり事業（幼稚園型）     | 1 号     | 目標 | 500       | 1,200     | 9,000     | 12,000    | 12,000    | —                  |
|                   |         | 実績 | 14,417    | 10,121    | 6,225     | 15,736    | —         |                    |
|                   | 2 号     | 目標 | 800       | 800       | 750       | 750       | 750       | —                  |
|                   |         | 実績 | —         | —         | —         | —         | —         |                    |
| 延長保育事業            | 実施箇所    | 目標 | 5         | 5         | 5         | 5         | 5         | 100.0%             |
|                   |         | 実績 | 5         | 5         | 5         | 5         | —         |                    |
|                   | 実利用者    | 目標 | 200       | 200       | 240       | 240       | 240       | —                  |
|                   |         | 実績 | 250       | 223       | 240       | 180       | 180       |                    |

|                     |      |        |     |     |     |     |     |        |
|---------------------|------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 病児保育事業              | 実施箇所 | 目標     | 0   | 1   | 1   | 1   | 1   | 100.0% |
|                     |      | 実績     | —   | —   | 1   | 1   | —   |        |
|                     | 延利用者 | 目標     | 0   | 60  | 220 | 300 | 300 | —      |
|                     |      | 実績     | —   | —   | 303 | 431 | —   |        |
| 放課後児童クラブ事業          | 実施箇所 | 目標     | 11  | 11  | 11  | 13  | 13  | 100.0% |
|                     |      | 実績     | 11  | 11  | 11  | 13  | 13  |        |
|                     | 定員   | 目標     | 365 | 365 | 355 | 408 | 418 | 97.6%  |
|                     |      | 実績     | 355 | 355 | 355 | 408 | —   |        |
| 低所得世帯に対する実費徴収補足給付事業 | 目標   | 当面見合わせ |     |     |     |     |     | —      |
|                     | 実績   |        |     |     |     |     |     |        |
| 新制度への新規参入促進事業       | 目標   | 当面見合わせ |     |     |     |     |     | —      |
|                     | 実績   |        |     |     |     |     |     |        |

※ 目標達成度は、平成30年度実績確保数を平成31年度目標確保数で除した数字です。  
 なお、実績確保数が利用者数の事業及び実施していない事業は、目標達成度の算出をしていません。

## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 基本理念

本計画の基本理念は、子ども・子育て支援法に掲げる次の理念とします。

- (1) 子育て支援は、保護者が第一義的責任を有し、社会の全ての構成員は各々の役割を果たすとともに相互に協力して実施されなければならない。
- (2) 子ども・子育て支援の給付や事業の内容水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- (3) 子ども・子育て支援の給付や事業は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮されなければならない。

### 2 基本的な視点

本計画における町の基本的な視点は、平成26年度までの紫波町次世代育成支援行動計画及び紫波町子ども・子育て支援事業計画で用いた「子どもの視点」「家庭の視点」「社会的支援の視点」を継続し、それぞれの施策と調和を図ります。

#### (1) 子どもの視点

子どもたちにとって、家庭環境や障がいの有無などによって差別されることなく、自立心や社会性を身に付けながら、のびのびと成長していくことが大切です。

子どもにとって最善となる方法を考え、子どもの健やかな成長の支援に努めます。

#### (2) 家庭の視点

子育て家庭において、家族がお互いに協力し合いながら、自覚と愛情をもって次世代を担う子どもたちを育てていくことが大切です。

保護者が経済的及び精神的なゆとりを持って子育てができるように、保育サービスや学習できる機会の提供など、子育て家庭の支援に努めます。

#### (3) 社会的支援の視点

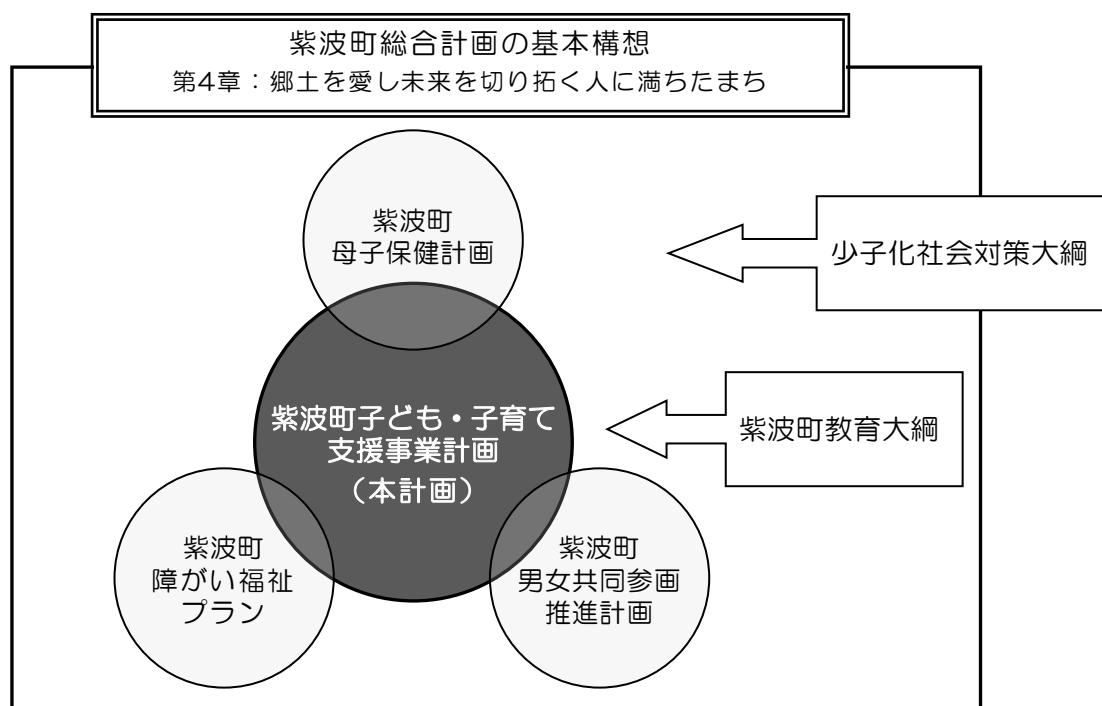
わたしたちの社会にとって、次世代を担う多くの子どもたちが健やかに育っていくことは、最も大切なことです。

就労している親にとって、雇用主の理解がなければ仕事と子育ての両立が難しいことから、国とともに理解の促進に努めます。また、地域住民の協力がなければ、子どもたちの健やかな成長は得られないことから、協力態勢の促進に努めます。

### 3 計画の性格・位置づけ

本計画は、「紫波町総合計画」を上位計画とし、子ども・子育て支援法第61条に基づく事業計画として位置づけられます。

また、国の少子化社会対策大綱及び紫波町教育大綱に沿いながら、「紫波町男女共同参画推進計画」や「紫波町障がい福祉プラン」、「紫波町母子保健計画」等との調和を図ります。



### 4 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

### 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、関係団体、有識者、公募の町民からなる「紫波町子ども・子育て会議」を開催し、協議・検討を行いました。

また、住民ニーズ調査によるサービスの利用希望、計画案に対するパブリックコメントの募集等、町民のみなさんから意見をいただき、計画への反映に努めました。



## 6 現行制度の概要

### (1) 子どものための教育・保育給付

| 給付区分                  | 種 類                                                               |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 施設型給付<br>(教育・保育)      | 幼稚園、保育所、認定こども園（幼稚園と保育所の双方を兼ね備えた施設）                                |
| 地域型保育給付<br>(家庭的保育事業等) | 家庭的保育事業（5人以内）、小規模保育事業（6～19人）<br>居宅訪問型保育事業（1人）、事業所内保育事業（地域受入枠を義務化） |

### (2) 子育てのための施設等利用給付

子育てのための施設等利用給付の対象事業は、「幼稚園（未移行）」、「特別支援学校」、「認可外保育施設」、「預かり保育事業」、「一時預かり保育事業」「病児保育事業」「ファミリー・サポート・センター事業」となります。

### (3) 児童手当

0歳児から中学生を対象とし、児童手当法で定める額を支給

### (4) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、「子ども・子育て支援法」で13事業が定められております。

| 給付区分                  | 種 類                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域子ども・<br>子育て支援<br>事業 | ①利用者支援事業<br>②地域子育て支援拠点事業<br>③妊婦健診事業（母子保健）<br>④乳幼児家庭全戸訪問事業（母子保健）<br>⑤養育支援訪問等事業（母子保健）<br>⑥子育て短期支援事業<br>⑦ファミリー・サポート・センター事業<br>⑧一時預かり事業<br>⑨延長保育事業<br>⑩病児保育事業<br>⑪放課後児童クラブ<br>（放課後児童健全育成事業）<br>⑫実費徴収に係る補足給付事業<br>⑬新制度への新規参入促進事業 |

### (5) 保育の必要性の認定

#### ① 施設型、地域型保育を利用するための認定区分

| 認定区分 | 内 容                          |
|------|------------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上の就学前児童で2号認定以外の子ども       |
| 2号認定 | 満3歳以上の就学前児童で児童施設等での保育が必要な子ども |
| 3号認定 | 満3歳未満の児童で児童施設等での保育が必要な子ども    |

② 施設等利用給付の認定区分（新・認定区分）

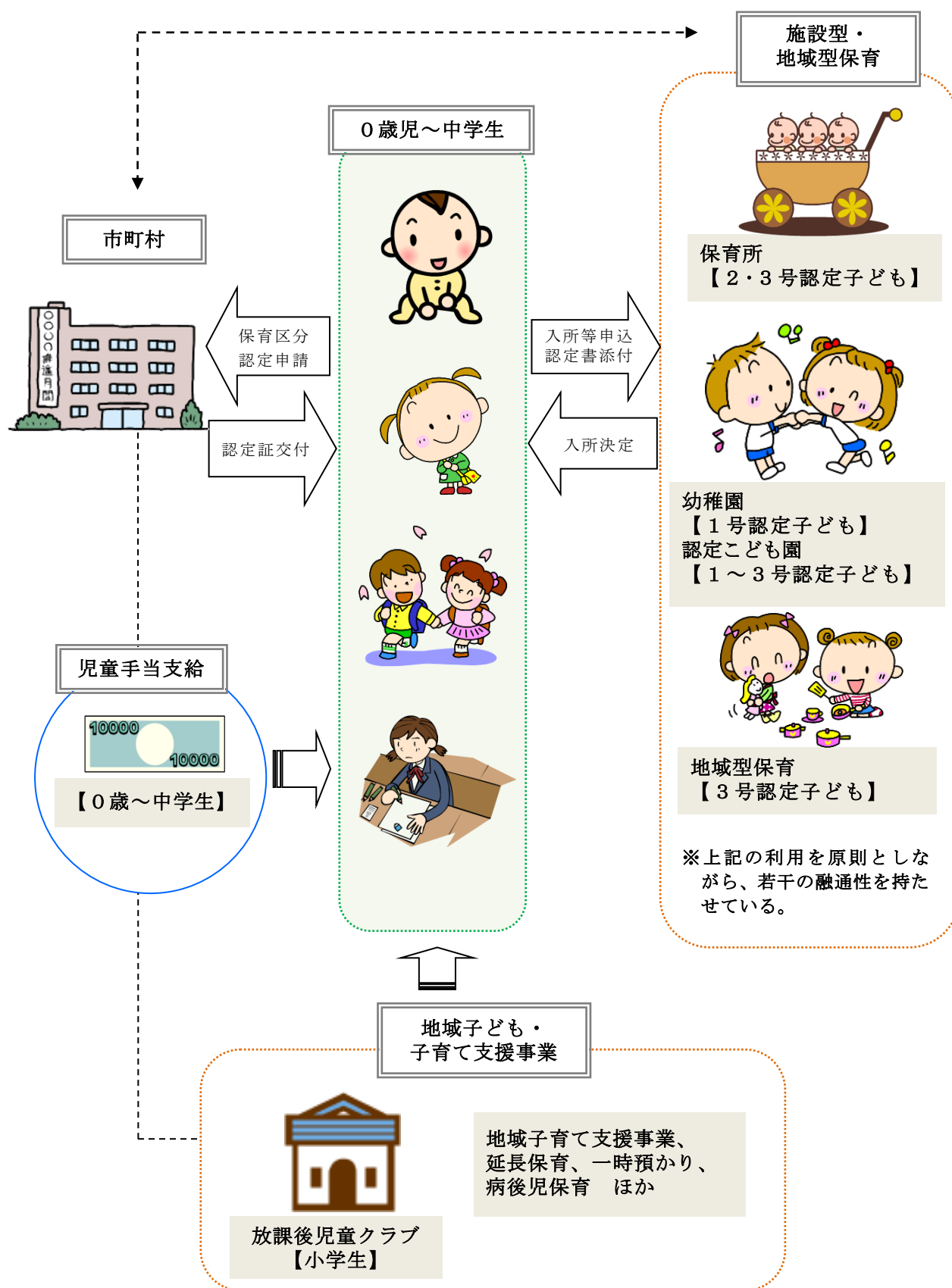
| 認定区分    | 内 容                                         |
|---------|---------------------------------------------|
| 新 1 号認定 | 3 ～ 5 歳児（3 歳以上児）で新 2 号、新 3 号認定以外の子ども        |
| 新 2 号認定 | 3 ～ 5 歳児（満 3 歳に達する日以後最初の 4 月 1 日から小学校就学前まで） |
| 新 3 号認定 | 0 ～ 2 歳児、満 3 歳児（満 3 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日まで） |

③ 認定基準

保育の必要性の認定（2 号及び 3 号認定）にあたっては以下の基準に基づきます。

| 区分   | 利用時間                                                                                                                                                                 |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事 由  | <p>①就労<br/>フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労（最低就労時間は月 48 時間）</p> <p>②就労以外の事由<br/>保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動および就学等、またそれらに準ずる状況にあると町長がみとめるとき</p>                   |
| 保育時間 | <p>①標準時間保育（11h/日）<br/>・月に 120 時間以上就労している方。<br/>・短時間の枠を超えて保育が必要と認められた方</p> <p>②短時間保育（8h/日）<br/>・月に 48 時間以上 120 時間未満就労している方。<br/>・求職中の方。<br/>・その他短時間の枠内で保育を必要とする方。</p> |

## (6) 制度のサービス体系図



## 第4章 施策の展開

### I きめ細かな子育て支援環境の整備

#### 1 教育・保育提供区域の設定

本町は、1町8か村の合併により誕生した町で、すべての子どもたちが利用する小学校においては現在11の小学校区を定めていますが、令和4年度には5の小学校区に再編となります。

一方、認定こども園や保育所、児童館はそれぞれの目的に沿った形で配置されており、施設の入所については地区による利用制限を設けずに運用しています。

このことから、本計画においてもこれまでと同様に町全体を1区域とし、教育・保育サービスの利用ニーズに応じていきます。

## 2 教育・保育施設の見込量と確保方策

平成27年度に始まった子ども・子育て支援制度では、保護者が求職中の場合も保育施設の受入要件に加えるなど大きく制度が変更となりました。

当町においては、求職等を理由とする保育所入所希望者の増加に対応するため、民間の協力を得ながら町全体の保育施設の定員を増加しました。このことにより、保育所入所の待機児童数は一時的に大きく減少しましたが、その後の社会の変化やさらなる女性の就労意欲の高まりにより保育需要が増加し、第一期計画の保育の見込量において実績値と計画値の乖離がみられたことから、平成29年度には確保方策を見直しました。

令和2年度以降については児童数が減少傾向にありますが、保育のニーズは増加しており、特に3歳未満児の保育のニーズが非常に高まっています。また、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化も始まり、ますます施設利用のニーズが増えることが予想されます。

そのニーズに応えるため、次の①～③に留意しながら確保を図ります。

- ① 3歳未満児の保育の定員増を図る。
- ② 社会のニーズに対応した施設環境の充実を図る。
- ③ 優れた能力をもった民間事業者等との協働により、町全体のより豊かな保育環境を整備する。

### (1) 保育施設の利用需要

(単位：人、%)

|                       |               | 0歳   | 1歳   | 2歳   | 3歳   | 4歳   | 5歳   |
|-----------------------|---------------|------|------|------|------|------|------|
| 平成29年度                | 児童数 a         | 193  | 229  | 234  | 255  | 254  | 277  |
|                       | 2・3号認定子どもの数 b | 37   | 124  | 128  | 143  | 109  | 132  |
|                       | 保育需要率 b/a     | 19.2 | 54.1 | 54.7 | 56.1 | 42.9 | 47.7 |
| 平成30年度                | 児童数 a         | 200  | 204  | 234  | 243  | 262  | 259  |
|                       | 2・3号認定子どもの数 b | 61   | 119  | 127  | 140  | 116  | 136  |
|                       | 保育需要率 b/a     | 30.5 | 58.3 | 54.3 | 57.6 | 44.3 | 52.5 |
| 令和元年度                 | 児童数 a         | 194  | 215  | 210  | 238  | 260  | 270  |
|                       | 2・3号認定子どもの数 b | 46   | 143  | 136  | 145  | 143  | 149  |
|                       | 保育需要率 b/a     | 23.7 | 66.5 | 64.8 | 60.9 | 55.0 | 55.2 |
| 令和2年度推計保育需要率 $\alpha$ |               | 30.5 | 66.5 | 66.5 | 64.8 | 60.9 | 55.0 |

(注) 令和2年度以降の推計保育需要率の求め方

- ・0、1歳児は、平成29年度から令和元年度までのそれぞれの年代で一番高い率を用います。2～5歳児は、平成29年度から令和元年度までの1～4歳児それぞれの年代で一番高い率をスライドして用います。
- ・令和3年度以降の推計需要率は、0、1歳児については令和2年度と同じ率を用い、2～5歳児は、令和2年度の1～4歳児の率をスライドして用います。

## (2) 今後の就学前児童数の推移と保育・教育等の見込量

児童数は第2章「4 児童数の推計」の数値を用い、保育需要率は「(1) 保育施設の利用需要」の数値を用いました。

(単位：人、%)

|      |                       | 3号認定 |      |      |     | 1・2号認定 |      |      |     |
|------|-----------------------|------|------|------|-----|--------|------|------|-----|
|      |                       | 0歳   | 1歳   | 2歳   | 小計  | 3歳     | 4歳   | 5歳   | 小計  |
| 令和2年 | 児童数 A                 | 204  | 220  | 222  | 442 | 222    | 247  | 253  | 722 |
|      | 保育需要率 $\alpha$        | 30.5 | 66.5 | 66.5 | —   | 64.8   | 60.9 | 55.0 | —   |
|      | 保育見込量 $B(A * \alpha)$ | 63   | 147  | 148  | 295 | 144    | 151  | 140  | 435 |
|      | 教育等見込量 A-B            |      |      |      |     | 78     | 96   | 113  | 287 |
| 令和3年 | 児童数 A                 | 199  | 216  | 230  | 446 | 230    | 226  | 253  | 709 |
|      | 保育需要率 $\alpha$        | 30.5 | 66.5 | 66.5 | —   | 66.5   | 64.8 | 60.9 | —   |
|      | 保育見込量 $B(A * \alpha)$ | 61   | 144  | 153  | 297 | 153    | 147  | 155  | 455 |
|      | 教育等見込量 A-B            |      |      |      |     | 77     | 79   | 98   | 254 |
| 令和4年 | 児童数 A                 | 195  | 211  | 226  | 437 | 238    | 234  | 231  | 703 |
|      | 保育需要率 $\alpha$        | 30.5 | 66.5 | 66.5 | —   | 66.5   | 66.5 | 64.8 | —   |
|      | 保育見込量 $B(A * \alpha)$ | 60   | 141  | 151  | 292 | 159    | 156  | 150  | 465 |
|      | 教育等見込量 A-B            |      |      |      |     | 79     | 78   | 81   | 238 |
| 令和5年 | 児童数 A                 | 189  | 207  | 221  | 428 | 234    | 242  | 239  | 715 |
|      | 保育需要率 $\alpha$        | 30.5 | 66.5 | 66.5 | —   | 66.5   | 66.5 | 66.5 | —   |
|      | 保育見込量 $B(A * \alpha)$ | 58   | 138  | 147  | 285 | 156    | 161  | 159  | 476 |
|      | 教育等見込量 A-B            |      |      |      |     | 78     | 81   | 80   | 239 |
| 令和6年 | 児童数 A                 | 185  | 201  | 217  | 418 | 229    | 238  | 247  | 714 |
|      | 保育需要率 $\alpha$        | 30.5 | 66.5 | 66.5 | —   | 66.5   | 66.5 | 66.5 | —   |
|      | 保育見込量 $B(A * \alpha)$ | 57   | 134  | 145  | 279 | 153    | 159  | 165  | 477 |
|      | 教育等見込量 A-B            |      |      |      |     | 76     | 79   | 82   | 237 |

### (3) 町内の教育・保育施設等

#### ① 現行の教育・保育施設の定員

(単位：人)

| 種別             | 施設名        | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 小計  | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 小計  | 合計  |
|----------------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 保育施設<br>(保育機能) | 古館保育所      | 15  | 24  | 24  | 48  | 26  | 26  | 26  | 78  | 141 |
|                | 佐比内保育所     |     |     | 6   | 6   | 13  | 13  | 13  | 39  | 45  |
|                | 虹の保育園      | 12  | 18  | 18  | 36  | 20  | 26  | 26  | 72  | 120 |
|                | オガール保育園    | 15  | 24  | 24  | 48  | 29  | 29  | 29  | 87  | 150 |
|                | ひかりの子      | 9   | 18  | 18  | 36  | 18  | 21  | 21  | 60  | 105 |
|                | 赤石幼稚園赤石保育園 | 12  | 24  | 24  | 48  | 30  | 15  | 15  | 60  | 120 |
|                | あづま幼稚園     |     |     |     |     | 6   | 7   | 7   | 20  | 20  |
|                | 古館こぐま保育園   | 3   | 4   | 5   | 9   |     |     |     |     | 12  |
|                | 計          | 66  | 112 | 119 | 231 | 142 | 137 | 137 | 416 | 713 |
| (教育施設<br>教育機能) | ひかりの子      |     |     |     |     | 17  | 21  | 22  | 60  | 60  |
|                | 赤石幼稚園赤石保育園 |     |     |     |     | 30  | 45  | 45  | 120 | 120 |
|                | あづま幼稚園     |     |     |     |     | 50  | 50  | 50  | 150 | 150 |
|                | 計          |     |     |     |     | 97  | 115 | 118 | 330 | 330 |
| 児童館            | 水分児童館      |     |     |     |     | 15  | 15  | 15  | 45  | 45  |
|                | 彦部児童館      |     |     |     |     | 15  | 15  | 15  | 45  | 45  |
|                | 赤沢児童館      |     |     |     |     | 15  | 15  | 15  | 45  | 45  |
|                | 長岡児童館      |     |     |     |     | 15  | 15  | 15  | 45  | 45  |
|                | 計          |     |     |     |     | 60  | 60  | 60  | 180 | 180 |

#### ② 令和2～5年度 特定教育・保育施設等の利用定員の変更(予定)

(単位：人)

| 年度    | 施設名      | 1号認定  | 2号認定 | 3号認定 | 合計    |
|-------|----------|-------|------|------|-------|
| 令和2年度 | 東部保育所    |       | 45   |      | 45    |
|       | 彦部児童館    | (△45) |      |      | (△45) |
| 令和5年度 | 古館保育所    |       | 15   | △15  | —     |
|       | (認定こども園) | 20    | 50   | 10   | 80    |
|       | 東部保育所    |       | △45  |      | △45   |

※町立東部保育所は町立彦部児童館を用途変更したもの。令和5年度に東部地域に認定こども園を新設し東部保育所を閉所する。

#### ③ 令和2年度 特定地域型保育事業の利用定員の増員(予定)

(単位：人)

| 施設名         | 3号認定 |     |     |    |
|-------------|------|-----|-----|----|
|             | 0歳児  | 1歳児 | 2歳児 | 合計 |
| アガペ保育園      | 6    | 6   | 7   | 19 |
| 瑞穂こぐま保育園    | 3    | 4   | 5   | 12 |
| ピースハート桜町保育園 | 6    | 6   | 7   | 19 |
| 赤石うさぎ保育園    | 3    | 4   | 5   | 12 |
| 計           | 18   | 20  | 24  | 62 |

#### (4) 教育・保育施設等の見込量と確保方策

(単位：人)

|       |       | 見込量<br>A | 確保方法                   |               |     |        | 不足分<br>A-B | 確保方策の内容                                                                         |
|-------|-------|----------|------------------------|---------------|-----|--------|------------|---------------------------------------------------------------------------------|
|       |       |          | 保育施設・<br>特定教育・<br>保育事業 | 特定地域型<br>保育事業 | 児童館 | 計<br>B |            |                                                                                 |
| 令和2年度 | 1号認定  | 333      | 330                    |               | 135 | 465    | —          | ①小規模保育事業所A型の開設により0～2歳児の保育定員を62人増員。②東部保育所の開所により3～5歳児の定員を45人増員。③1・2歳児不足分は3号認定内で調整 |
|       | 2号認定  | 389      | 461                    |               |     | 461    | —          |                                                                                 |
|       | 3号認定  | 63       | 63                     | 21            |     | 84     | —          |                                                                                 |
|       | 1・2歳児 | 295      | 222                    | 53            |     | 275    | 20         |                                                                                 |
| 令和3年度 | 1号認定  | 299      | 330                    |               | 135 | 465    | —          | ①1・2歳児不足分は3号認定内で調整                                                              |
|       | 2号認定  | 410      | 461                    |               |     | 461    | —          |                                                                                 |
|       | 3号認定  | 61       | 63                     | 21            |     | 84     | —          |                                                                                 |
|       | 1・2歳児 | 297      | 222                    | 53            |     | 275    | 22         |                                                                                 |
| 令和4年度 | 1号認定  | 283      | 330                    |               | 135 | 465    | —          | ①1・2歳児不足分は3号認定内で調整                                                              |
|       | 2号認定  | 420      | 461                    |               |     | 461    | —          |                                                                                 |
|       | 3号認定  | 60       | 63                     | 21            |     | 84     | —          |                                                                                 |
|       | 1・2歳児 | 292      | 222                    | 53            |     | 275    | 17         |                                                                                 |
| 令和5年度 | 1号認定  | 285      | 350                    |               | 45  | 395    | —          | ①認定こども園の新設により0～5歳児の定員を80人増員。(暫定保育所の閉所45人)②古館保育所の定員区分の変更により3～5歳児の定員を15人増員。       |
|       | 2号認定  | 430      | 481                    |               |     | 481    | —          |                                                                                 |
|       | 3号認定  | 58       | 48                     | 21            |     | 69     | —          |                                                                                 |
|       | 1・2歳児 | 285      | 232                    | 53            |     | 285    | —          |                                                                                 |
| 令和6年度 | 1号認定  | 283      | 350                    |               | 45  | 395    | —          |                                                                                 |
|       | 2号認定  | 431      | 481                    |               |     | 481    | —          |                                                                                 |
|       | 3号認定  | 57       | 48                     | 21            |     | 69     | —          |                                                                                 |
|       | 1・2歳児 | 279      | 232                    | 53            |     | 285    | —          |                                                                                 |

※ 各年度とも、広域利用については、関係市町や当該保育所と協議しながら進めます。

注1) 3号認定とは3歳未満の保育の必要性が認められる児童、2号認定とは3歳以上の就学前で保育の必要性が認められる児童、1号認定とは3歳以上の就学前で2号認定以外の児童です。

注2) 見込量欄において、1号認定には、2号認定子どものうち幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により確保する人数も含まれます。

注3) 確保方法における特定教育・保育施設欄は、1～3号の認定区分に従って行われる幼稚園、認定こども園及び保育所の定員数です。

注4) 児童館は、3歳以上就学前の児童を預かる町独自の児童厚生施設です。



### 3 地域子ども・子育て支援事業の充実

#### (1) 地域子ども・子育て支援事業の種類

| 区分                     | 内容                                                                                  |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| ①利用者支援事業               | 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供、相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業          |
| ②地域子育て支援拠点事業           | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての情報提供、相談・助言その他の援助を行う事業                             |
| ③妊婦健康診査〔母子保健事業〕        | 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業 |
| ④乳児家庭全戸訪問事業〔母子保健事業〕    | 生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業                                  |
| ⑤養育支援訪問事業〔母子保健事業〕      | 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業                 |
| ⑥子育て短期支援事業             | 保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、短期入所生活援助や夜間の養護を行う事業                   |
| ⑦ファミリー・サポート・センター事業     | 乳幼児や小学生の児童がいる子育て中の保護者を会員として、児童預かりの援助を希望する者と、当該援助の実施を希望する者との間で、相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業  |
| ⑧一時預かり事業               | 家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所及び地域子育て支援拠点施設において、一時的に預かる事業         |
| ⑨延長保育事業                | 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所において保育を実施する事業                       |
| ⑩病児保育事業                | 状態が比較的安定している病児について、病院、保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業                          |
| ⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） | 両親の就労等により日中家庭に家族がいない小学生に対し、授業終了後の余裕教室、児童施設等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業           |
| ⑫低所得世帯に対する実費徴収補足給付事業   | 低所得世帯に対し、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具及びその他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は行事への参加に要する費用を助成する事業  |
| ⑬新制度への新規参入促進事業         | 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業              |

## (2) 子ども・子育て支援事業の実施方法

### ① 利用者支援事業

標記事業は、これまで地域子育て支援拠点事業として行われてきた、子育て支援事業の情報提供、相談・助言や関係機関との連絡調整を、新規事業として分離したものです。

令和2年度に整備を予定している(仮称)子育て世代包括支援センターと紫波町子育て応援センター(通称：しわっせ)が関係機関と連絡調整を図り、子育て支援事業の情報提供や相談・助言等の利用者支援を行います。

#### 【事業の見込量と確保方策】

|      | 単位 | H30実績             | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|------|----|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 見込量  | 箇所 | 0                 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 確保方策 | 箇所 | (仮称)子育て世代包括支援センター | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   |

### ② 地域子育て支援拠点事業

標記事業は、オガールプラザ内の「紫波町子育て応援センター」と「虹の保育園子育て支援センター」の2箇所において、子育てひろば、育児相談・子育て情報の提供、育児講座、及び子育て支援サークルの支援などを行っています。

この事業は、核家族化が進む中、自宅で保育する親子などが気軽に集える場所を設け、お互いに交流することで情報交換を図り、育児相談できるスタッフを配置し、多角的に子育てを支援するものです。

#### 【事業の見込量と確保方策】

|      | 単位   | H30実績          | R 2    | R 3    | R 4    | R 5    | R 6    |
|------|------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 見込量  | 延利用者 | 13,951         | 13,900 | 13,900 | 13,600 | 13,300 | 13,000 |
| 確保方策 | 延利用者 | 子育て応援センター      | 12,400 | 12,400 | 12,200 | 12,000 | 11,800 |
|      |      | 虹の保育園子育て支援センター | 1,500  | 1,500  | 1,400  | 1,300  | 1,200  |

### ③ 妊婦健康診査〔母子保健事業〕

標記事業は、妊婦時の健康保持・増進を図るために、母子健康手帳交付時に14枚の妊婦一般健康診査受診票(医療機関無料受診券)を交付していますが、母子健康手帳交付手続き(妊娠3か月まで)が遅れると病気等への対応も遅れることから、早期の届出を呼びかけます。

#### 【事業の見込量と確保方策】

|      | 単位   | H30実績       | R 2   | R 3   | R 4   | R 5   | R 6   |
|------|------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 見込量  | 交付者  | 206         | 200   | 198   | 196   | 194   | 192   |
|      | 交付枚数 | 2,857       | 2,800 | 2,772 | 2,744 | 2,716 | 2,688 |
| 確保方策 | 交付者  | 1人につき14枚を交付 | 200   | 198   | 196   | 194   | 192   |
|      | 交付枚数 |             | 2,800 | 2,772 | 2,744 | 2,716 | 2,688 |

### ④ 乳児家庭全戸訪問事業〔母子保健事業〕

標記事業は、生後4か月までの乳児家庭に対して保健師が全戸訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の指導を行います。

【事業の見込量と確保方策】

|      | 単位   | H30<br>実績 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|------|------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 見込量  | 訪問家庭 | 184       | 180 | 178 | 176 | 174 | 172 |
| 確保方策 | 訪問家庭 | 出生家庭      | 180 | 178 | 176 | 174 | 172 |

⑤ 養育支援訪問事業〔母子保健事業〕

標記事業は、保健師が訪問した家庭のうち特に養育支援が必要な家庭に対しては、定期的な訪問による養育に関する指導・助言等を行います。

また、改善が見られず児童の保護措置を必要とする場合は、岩手県福祉総合相談センター・児童相談所を含む関係職員で構成する要保護児童対策協議会に諮り、適切な措置を講じます。

【事業の見込量と確保方策】

|      | 単位   | H30<br>実績 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|------|------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 見込量  | 訪問家庭 | 66        | 70  | 70  | 70  | 70  | 70  |
| 確保方策 | 訪問家庭 | 定期訪問      | 70  | 70  | 70  | 70  | 70  |

⑥ 子育て短期支援事業

標記事業は、保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、短期間入所による生活援助や夜間の養護を行うもので、日赤乳児院（盛岡市）、和光学園（盛岡市）、清光学園（花巻市）に委託して実施します。

【事業の見込量と確保方策】

|      | 単位   | H30<br>実績 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|------|------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 見込量  | 利用日数 | 8         | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   |
| 確保方策 | 利用日数 | 入所等委託     | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   |

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

標記事業は、子育て中の保護者と子育ての支援を行いたい方を会員とし、就学児童等の預かりについて、援助を希望する者と援助提供を希望する者との間に立ち、相互の連絡・調整を行う組織の運営に対し、事務費等の支援を市町村が行うもので、組織の立ち上げには双方合わせて約50人の会員が必要になります。

また、利用料金については、通常、当事者間の話し合いで決めるものですが、報酬の目安として、地域の実情等を反映した適正と認められる額を組織の会則等で定めることとなります。

当町では平成30年11月から事業を実施しており、平成30年度末の会員登録者数は70人となっております。

【事業の見込量と確保方策】

|      | 単位   | H30<br>実績 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|------|------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 見込量  | 実施箇所 | 1         | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 確保方策 | 実施箇所 | 運営委託      | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   |

⑧ 一時預かり事業（一時保育事業）

＜一般型一時預かり事業＞

標記事業は、就学前児童を家庭で保育する保護者が、昼間、通院や求職活動、リフレッシュ等の理由で一時的に預けたいとき、保育所等の施設において預かるもので、新制度では「一般型一時預かり事業」といいます。

本町では、子育て応援センター、虹の保育園、古館保育所の3箇所で実施しており、利用には事前の予約が必要となります。

近年、就学前教育・保育への入所者が増加し、相対的に一時預かり事業の利用者が減少していますが、一時的に保育が必要な児童の受入事業として事業を継続して実施します。

【一般型事業の見込量と確保方策】

|      | 単位   | H30<br>実績 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|------|------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 見込量  | 延利用者 | 656       | 600 | 600 | 600 | 600 | 600 |
| 確保方策 | 延利用者 | 直営・委託     | 600 | 600 | 600 | 600 | 600 |

＜幼稚園型一時預かり事業＞

教育標準時間（4h/日）を超える預かりを要する児童に対し、平日は4時間を上限に、夏休み等の長期休業期間中は8時間を上限に預かる事業で、これを「幼稚園型一時預かり事業」といいます。

本町では、3つの認定こども園の教育機能部分で実施しています。

【幼稚園型事業の見込量と確保方策】

|      | 単位           | H30<br>実績 | R 2    | R 3    | R 4    | R 5    | R 6    |
|------|--------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 見込量  | 1号認定<br>延利用者 | 12,697    | 12,700 | 12,700 | 12,700 | 12,700 | 12,700 |
| 確保方策 | 1号認定<br>延利用者 | 委託        | 12,700 | 12,700 | 12,700 | 12,700 | 12,700 |

⑨ 延長保育事業（時間外保育）

標記事業は、2号又は3号認定を受けた子どもが、保育所及び認定こども園（保育所部門）において、施設が開所（園）している日の中で、標準保育時間を超える時間の保育を実施するものです。

本町では、古館保育所、虹の保育園、オガール保育園及び認定こども園ひかりの子、認定こども園赤石幼稚園赤石保育園で実施しています。

【事業の見込量と確保方策】

|  | 単位 | H30<br>実績 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|--|----|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
|--|----|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|

|      |      |       |     |     |     |     |     |
|------|------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 見込量  | 実施箇所 | 5     | 5   | 5   | 5   | 5   | 5   |
|      | 実利用者 | 278   | 350 | 347 | 342 | 341 | 337 |
| 確保方策 | 実施箇所 | 直営・委託 | 5   | 5   | 5   | 5   | 5   |
|      | 実利用者 |       | 350 | 350 | 350 | 350 | 350 |

#### ⑩ 病児保育事業

標記事業は、状態が比較的安定している病児について、病院、保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育するものです。

乳幼児の体調が優れない場合、家族に見守られながら安心して過ごすことが最善ですが、保護者がどうしても仕事を休めない時に利用していただくものです。

平成29年度から町が紫波中央小児科に併設されている紫波中央病児保育室に委託し実施しています。

##### 【事業の見込量と確保方策】

|      | 単位   | H30実績 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|------|------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 見込量  | 実施箇所 | 1     | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   |
|      | 延利用者 | 431   | 600 | 600 | 600 | 600 | 600 |
| 確保方策 | 実施箇所 | 委託    | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   |
|      | 延利用者 |       | 700 | 700 | 700 | 700 | 700 |

#### ⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

標記事業は、両親の就労等により日中不在となる小学生に対し、放課後において、小学校の放課後における余裕教室、児童施設等を利用して適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るものです。

本町では、直営施設を「こどもの家」、民営施設を「放課後児童クラブ」と名称を使い分け、民間運営に対しては町が委託する形をとり、施設までの移動に係る安全面を考慮しながら、小学校からなるべく近い場所において、低学年を中心に施設利用を図ってきました。

平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度にて、高学年まで利用範囲が拡大となったことに加え、共働き世帯の増加により需要が高まっています。

赤石地区では入所待機児童が発生していることから、施設整備を令和元年度に実施し、令和2年度から受入定員を増やしております。一方、公民館等を利用した新たな民間運営に対しては、運営基準に関する助言を行いながら、立ち上げに係る支援をします。

【町内施設】

| 番号 | 施設名          | 定員  | 運営形態  | 所在                   |
|----|--------------|-----|-------|----------------------|
| 1  | 日詰こどもの家      | 50  | 直営    | オガールプラザ東棟 2 F        |
| 2  | 日詰第二こどもの家    | 40  | 直営    | 旧勤労青少年ホーム 2 F (H30～) |
| 3  | 日詰第三こどもの家    | 25  | 直営    | 旧勤労青少年ホーム 2 F (H30～) |
| 4  | 古館こどもの家      | 50  | 直営    | 古館小学校西側・ふれあいホール 2 F  |
| 5  | 古館第三こどもの家    | 50  | 直営    | 古館小学校西側・ふれあいホール 2 F  |
| 6  | 古館第二こどもの家    | 30  | 直営    | 古館小学校内の旧きらら教室        |
| 7  | 水分こどもの家      | 10  | 直営    | 町立水分児童館内             |
| 8  | 赤石こどもの家      | 40  | 学校法人  | 赤石小学校の校門前 (R2～)      |
| 9  | 赤石第二こどもの家    | 35  | 学校法人  | 赤石小学校の校門前 (R2～)      |
| 10 | 赤石第三こどもの家    | 40  | 学校法人  | 赤石小学校の校門前 (R2～)      |
| 11 | 片寄こどもの家      | 20  | 指定管理  | 片寄小学校の校舎北側           |
| 12 | 星山こどもクラブ     | 20  | 地域団体  | 星山小学校北側・樋ノ口公民館       |
| 13 | ぬくもり放課後児童クラブ | 10  | NPO法人 | 上平沢小学校の校門そば          |
| 14 | 夢アップルクラブ     | 23  | 地域団体  | 長岡児童館内 (H30～)        |
| 計  |              | 443 |       |                      |

【平成31年4月・小学校別の放課後児童クラブの利用状況】

(人、%)

|        | 日詰   | 古館   | 水分   | 上平沢  | 片寄   | 赤石   | 小計   |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|
| 低学年児童数 | 205  | 240  | 41   | 37   | 38   | 190  | 751  |
| 利用登録者  | 97   | 125  | 6    | 11   | 17   | 83   | 339  |
| 割合     | 47.3 | 52.1 | 14.6 | 29.8 | 44.7 | 43.7 | 45.1 |
| 高学年児童数 | 234  | 218  | 35   | 30   | 27   | 201  | 745  |
| 利用登録者  | 26   | 8    | 1    | 5    | 6    | 10   | 56   |
| 割合     | 11.1 | 3.7  | 2.9  | 16.7 | 22.2 | 5.0  | 7.5  |

|        | 星山   | 彦部  | 佐比内 | 赤沢   | 長岡   | 小計   | 合計   |
|--------|------|-----|-----|------|------|------|------|
| 低学年児童数 | 18   | 15  | 17  | 20   | 20   | 90   | 841  |
| 利用登録者  | 8    | 1   | 1   | 3    | 8    | 21   | 360  |
| 割合     | 44.4 | 6.7 | 5.9 | 15.0 | 40.0 | 23.3 | 42.8 |
| 高学年児童数 | 15   | 20  | 17  | 16   | 27   | 95   | 840  |
| 利用登録者  | 2    | 1   | 0   | 0    | 5    | 9    | 64   |
| 割合     | 13.3 | 5.0 | 0.0 | 0.0  | 18.5 | 9.5  | 7.6  |

【児童数と利用登録者の推計】 (児童数は第2章の児童数推計より)

(人)

|       | 単位  | H30<br>実績 | R 2  | R 3  | R 4  | R 5  | R 6  |
|-------|-----|-----------|------|------|------|------|------|
| 児童数   | 低学年 | 823       | 827  | 800  | 794  | 756  | 742  |
|       | 高学年 | 842       | 851  | 857  | 854  | 840  | 812  |
| 利用登録者 | 低学年 | 320       | 321  | 310  | 308  | 293  | 288  |
|       | 高学年 | 73        | 73   | 74   | 73   | 72   | 70   |
| 利用割合  | 低学年 | 38.8      | 38.8 | 38.8 | 38.8 | 38.8 | 38.8 |
|       | 高学年 | 8.6       | 8.6  | 8.6  | 8.6  | 8.6  | 8.6  |

【事業の見込量と確保方策】

(人)

|      | 単位      | H30<br>実績 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|------|---------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 見込量  | 実施箇所    | 13        | 14  | 14  | 14  | 14  | 14  |
|      | 利用児童数 A | 369       | 460 | 450 | 447 | 429 | 420 |
|      | 低学年     | 296       | 349 | 337 | 335 | 319 | 313 |
|      | 高学年     | 73        | 112 | 113 | 112 | 110 | 107 |
| 確保方策 | 実施箇所    | 直営・委託     | 14  | 14  | 14  | 14  | 14  |
|      | 利用定員 B  |           | 443 | 443 | 443 | 443 | 443 |
|      | 過不足 B-A |           | △17 | △7  | △4  | 14  | 23  |

⑫ 低所得世帯に対する実費徴収補足給付事業

標記事業は、次に掲げる支出が困難な世帯に対し、その費用の一部又は全部を助成するものです。

- ・特定教育・保育施設等に対して支払うべき副食費（4,500円/人を給付）

【事業の見込量】

|      | 単位   | H30<br>実績 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|------|------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 見込量  | 利用者数 | —         | 5   | 5   | 5   | 5   | 5   |
| 確保方策 | 利用者数 |           | 5   | 5   | 5   | 5   | 5   |

⑬ 新制度への新規参入促進事業

社会のニーズの質、量がめまぐるしく変わる中、子どもたちのより豊かな育ちを保障できる環境整備を推進するため、民間事業者等が安定した運営を進められるよう協働・連携を図ります。

【事業の見込量】

|      | H30<br>実績 | R 2                      | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|------|-----------|--------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 確保方策 | —         | 必要に応じて事業者に対する相談支援等を実施する。 |     |     |     |     |

## 4 子育て世帯の経済的負担の軽減

各種手当・医療費・就学援助費等の適正事務、児童施設利用の軽減措置の円滑な運用により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

具体的には、児童三手当については、出生、転入、離婚、手帳交付などの担当窓口との連携、住民基本台帳の定期的なチェックにより申請漏れを防ぎ、適正事務を図ります。

出生から中学3年生の児童を対象に医療費の一部、または全額を助成します。

経済的理由により児童の小中学校への就学が困難な家庭に対し学用品費や給食費などを援助する就学援助制度においては、平成29年度から入学準備金の前倒し支給を実施し、更なる負担の軽減を図るよう努めています。

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化制度の実施にあたっては、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、将来世代への負担を増やさないことも視野に入れ、適切に実施します。

その他、病児保育の利用に際し、家庭の状況により利用料の減免制度を実施しています。

また、生活困窮者自立支援法に基づき生活困窮家庭などの中学生を対象とした学習支援事業「学習サポート事業（盛岡広域振興局実施）」を有効に活用し、学習塾を利用することができない子どもにも学習機会を提供し、学習習慣の定着、進学に向けた学力向上が図られるよう支援します。

## 5 地域で支援する子育て・子育て

地域における子育て支援の活性化を図り、継続的に親子が交流する場を提供したり、子育てについての相談や助言、情報の提供などの援助活動を行っている子育てボランティア等の団体に対して助成し、子育てを応援する体制を支援しています。

### ■ 地域で活動する子育て・子育てボランティア団体（補助金交付団体）

| 名称      | 地区名   |
|---------|-------|
| ひよこひろば  | 古館    |
| みすず広場   | 古館    |
| にこにこひろば | 水分・志和 |
| なかよしひろば | 赤石    |
| わいわい広場  | 古館    |



## Ⅱ 人生の土台である幼児期の教育の充実

### 《現状と課題》

- ・自分の感情をコントロールできなかったり、友達との関係性を上手に築けない子どもが増えています。
- ・平成29年に実施した「子どもの育ちに関する親子調査」において、“中学2年生”の授業で分からないところがある理由の7割が、苦手だから、勉強する気が起きないからということで、わかろうとしないままさらに勉強についていけなくなる姿が見えました。
- ・情勢がめまぐるしく変わる社会においては、自分の頭で考え行動しなければより良く対応できないことが多々あります。
- ・これからの社会を生きていく子どもたちは、社会の変化を受け止め柔軟に対応し、たくましく生きていく力を身につける必要があります。幼児期に育んだ非認知能力がその後の認知能力の伸び、大人になってからの幸せや経済的な安定につながるという研究結果も発表されており、幼稚園教育要領（平成29年3月31日号外文部科学省告示第62号）や保育所保育指針（平成29年3月31日号外厚生労働省告示第117号）の改訂において人生の土台を育むための指針として生きる力を育む幼児教育を推進することが示されました。子どもたちがこれからの未来をより良く生きていくために、人生の土台である幼児期において、好奇心や発想力、粘り強さ、協調性、感情をうまくコントロールする力等を育てる必要があります。

### 1 児童施設における豊かな幼児教育の推進

改訂保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づき、子どものより豊かな育ちを実現します。

#### （１）保育の質の向上

一人ひとりの子どもの健やかな成長を実現するためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育教諭、保育士等の質の向上が不可欠です。町内の幼児教育に携わる施設職員全体が、公立・私立、施設種別の枠を超えて、課題を共有し、共に学び合える場を設定します。

#### （２）教育・保育に関わる職員の確保と処遇改善

ニーズに対応した教育・保育の量を確保していくには、その担い手である幼稚園教諭や保育教諭、保育士の確保がこれまで以上に課題になると考えられます。国が実施する処遇改善加算制度を的確に活用し、保育士の待遇向上と専門性の強化につながる保育士等キャリアアップ研修の受講を推進します。

具体的には、処遇改善加算制度の理解促進のための周知徹底、保育士を目指す学生へのPRとして町内児童施設訪問事業を実施します。

## 2 幼児期の育ちについての理解促進

児童施設だけでなく、社会全体で子どものより豊かな育ちを支えることができるよう、保護者や町民の理解を促進します。

具体的には、保護者に最も近い存在である児童施設からの発信、町民に向けた広報誌、WEBサイトからのわかりやすい情報の発信に努めます。

紫波町子育て・子育て応援サイト「キラッとちゃちゃちゃんねる」

- ①子育てや子どもに関する情報を1カ所で探すことができます
- ②制度やサービスを「目的別」「年齢別」「対象者別」に探せます
- ③子育て支援団体の情報や、子育てに役立つコラムがあります



## 3 幼保小連携の推進

幼児期の豊かな育ちが小学校の学びや生活につながるよう、より良い連携をすすめます。

具体的には、子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するために、幼稚園・保育所・認定こども園の職員と小学校教諭が、共に子どもの育ちの連続性を理解するための合同研修を進めます。人生の土台である幼児期において、その後の就学期、社会生活で実を結ぶようなしっかりした根っこをどのように育てていくか、小学校においては、それをどのように花開かせるか、その連続性の理解と共有を図ります。保育現場、小学校での実践、検証を進めます。

## Ⅲ 子どもが適切な養育を受けられる環境の整備

### 《現状と課題》

- ・家庭の社会的孤立、保護者の成育歴や精神疾患、養育能力不足、子どもの障がい等により、適切な養育ができない家庭が増えています。
- ・地域、児童施設、学校、医療機関などへの啓発が進み、児童虐待に関する意識が向上し、異変に気付き、早期発見ができる環境になってきました。
- ・「自分が子どもを虐待しそうだ」といった悩み苦しむ保護者からのストレートな相談も増え、保護者支援をするケースも増えています。
- ・一方で、子どもの障がいや特性等により育てにくさを感じ悩む保護者が、適切な養育ができず、虐待になるケース、子どもが二次障がいを引き起こすケースもあります。
- ・自分の行動が虐待であるという事に気づけない保護者も少なからずいます。
- ・虐待を受けた子どもは脳に大きなダメージを受けるといった医学的な研究結果もあり、虐待体験は子どもの人格形成に深刻な影響を与えてしまうことが認知されてきました。子どもが、今も、そして将来もより良く生きていくためには、虐待を発生させないための取り組みが必須です。地域社会への意識啓発、保護者に対する学習的啓発と併せて、同時に養育者である保護者の困難さにも寄り添うこと、支える体制づくりを進めていく必要があります。

### 1 児童虐待防止対策、虐待児童・家庭への適切な対応

乳幼児健診、児童施設、学校、医療機関等や地域との連携により、養育支援を必要とする家庭の早期把握、虐待防止に努めます。

具体的には、地域社会の見守りや早期発見の意識啓発、保護者に対する教育的啓発に取り組みます。万が一、相談・通告があった場合は、その後の安全確認、指導、相談援助など、関係機関との連携体制の確立を図ります。

### 2 悩みを抱える保護者が相談できる環境づくり

乳幼児健診や保育施設等、保護者と関われる機関において、保護者が相談しやすい対応に努めるとともに、さらなる相談窓口の充実に努めます。また、保護者自身が必要とする支援策の情報を得やすくするために、わかりやすい情報の発信に努めます。

具体的には、支援が必要な子どもや保護者への支援の中核的役割を担う機関である紫波町こどもセンターについて保護者や児童施設職員、学校の教員への周知徹底、相談機能の充実、子育て家庭総合支援拠点の整備、制度やサービスを「目的別」「年齢別」「対象別」に入り口を構成した「子育て・子育て応援サイト」の充実に努めます。

### 3 適切な子育て・教育への接続

子どもの特性や障がいに適切に応じた子育て環境や教育支援に接続し、虐待や二次的な障がいの発生を防ぎ、より良く育つための支援を進めます。

具体的には、相談窓口の充実、乳幼児健診、児童施設、学校との連携により、支援を必要とする児童や家庭の早期把握、丁寧な保護者への寄り添い、働きかけに努め、ペアレント・トレーニングや医療機関、教育相談などへつなげます。

### 4 紫波町こどもセンター事業の充実【再掲】

平成29年4月にオガールセンターの2階に「紫波町こどもセンター」を設置し、町に住む全ての子どもたちが心豊かな育ちを実現していくために、ことば、理解、行動など子どもの発達に関する相談に対応しています。

子どもの育ちをよりよく支援していくためには、相談者である保護者をサポートすると同時に、対象児童生徒に関わるさまざまな機関（町・学校・児童施設・医療機関・福祉事業所など）が連携し、みんなが同じ方向を向いて支援を行っていくことが大切です。子どもやその保護者の悩みに寄り添いながら、より専門的な視点での支援につなげ、「子育ち」「子育て」を応援することを目指しています。

#### ■ こどもの育ち相談室

子どもの育ちに関する相談を随時受け付け、必要に応じて、個別相談日や専門機関を案内しています。また、子育て中の保護者や子育て支援者、児童施設職員等を対象にした初心者向けペアレント・トレーニング実践講座を開催し、子どもへの関わり方や行動の理解を深めます。

#### ■ 幼児ことばの教室

ことばの発達に不安がある就学前の子どもが、話し方や発音指導を受ける教室です。幼児期から通室することにより、教室と家庭とで一緒に練習を重ねていくことで、言葉による学習・生活場面でのつまづきを軽くし、小学校入学後の生活が円滑に進むように支援します。

#### ■ 適応支援教室「はばたき」

さまざまな理由で学校に行くことができない児童・生徒に対し、適切な指導や支援を行い、在籍校への復帰を応援します。

## IV 子どもが夢や希望を持って成長できる環境づくり

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがなく、また貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境と教育の機会均等を図り、すべての子どもたちが夢や希望を持って成長していけるよう、家庭、地域、社会が一体となって子どもの育ちを支えていきます。

児童生徒に係る相談には、貧困が要因と思われる虐待・養育・非行のほかに、経済的には問題はないものの親の多忙等による親子の関わりの希薄化、実社会での様々な経験不足などが要因と思われるケースも多く見受けられます。子どもたちの心豊かな育ちの実現に、不足しているものは何かを探るため、平成29年度に年長児、小学4年生、中学2年生の親子を対象に「紫波町子どもの育ちに関する親子調査を実施しました。

### 調査結果から見る本町の課題

#### 《子どもの姿》

- ・全体的に、苦手なことに取り組んだり、達成しようと努力する力が弱い傾向にありました。
- ・小学4年生は比較的安定していますが、中学2年生になると、すべての設問において肯定的な回答が減少しています。特に、挑戦、行動力、自己抑制に関する回答に大きな開きがありました。
- ・「失敗しても達成しようとする姿」、「苦手なことでも努力する姿」が見られる回答群は、他の設問においても肯定的な回答が多くみられる傾向がありました。

#### 《保護者の関わり方》

- ・子どもと親がじっくり時間をかけて関わる関係づくりが年々難しい状況になっている姿が見えました。
- ・親が子どもの「どうして」や「なぜ」に対応した家庭の子どもは、「挑戦する」「試行錯誤する」「乗り越える」傾向が高く見られました。
- ・子どもが経験値を増やしたり、考えを深めたりする過程には、親が子どもとどう関わっていくか、どう向き合うかなどが重要だと考えられますが、多くの親は子どもとじっくり関わる時間がとれない状況にあります。

#### 《経済的状況》

- ・町（本調査対象世帯）の相対的貧困率は13.3%で、日本の相対的貧困率15.6%（2015国民生活基礎調査）よりも低い状況です。
- ・本調査においては、育まれる子どもの姿には、経済状況よりも関わり方による影響が大きい結果となりました。
- ・「子育てがづらい」「楽しくない」の回答者には、経済的に厳しい家庭や身近に相談できる人がいない保護者の割合が高いです。

本調査の結果を踏まえ、子どもたちの心豊かな育ちを実現するため、家庭、社会全体で、子どもの育ちの道筋を理解し乳幼児期から丁寧に育ちをつなぐ「子育ち」の支援、保護者と子どもがより良く向き合えるよう保護者を支える「子育て」の支援の充実に努めます。

具体的には、前述の「きめ細かな子育て支援環境の整備」、「人生の土台である幼児期の教育の充実」、「子どもが適切な養育を受けられる環境の整備」を総合的に取り組みます。

## 第5章 計画の推進

### 1 庁内推進体制の整備

本計画は、福祉、保健、教育など広範な分野にわたるため、庁内関係部署との連携を強化し、効果的・効率的な施策の展開を図ります。

### 2 関係機関等との連携・協働

地域全体で子育てを支援し、子育て家庭がより一層地域と関わるができるように、地域における子育て支援を推進します。そのため、各種関係機関・団体等との連携を行い、子育て環境の充実した地域社会づくりに努めます。

### 3 計画の進行管理

本計画で定めた内容を年度ごとに点検・評価し、その結果は子ども・子育て会議に報告します。また、頂いた提言を事業に反映させるため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクルにより、計画の進行管理を行います。





## 参考資料

# I 紫波町子ども・子育て会議

## 1 紫波町子ども・子育て会議条例

平成26年3月14日条例第1号

改正 平成28年3月10日条例第12号

紫波町子ども・子育て会議条例

(設置)

**第1条** 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、紫波町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

**第3条** 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月10日条例第12号抄)

(施行期日)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 2 紫波町子ども・子育て会議委員名簿

(任期：平成30年7月1日～令和2年6月30日)

| 区分            | 氏名      | 団体名等                   | 役職  |
|---------------|---------|------------------------|-----|
| 子どもの保護者       | 蒲 生 庄 平 | 紫波町保育施設父母の会連絡協議会       |     |
|               | 阿 部 典 子 | 紫波町PTA連合会              |     |
| 子育て支援事業に従事する者 | 張 仁 恵   | 認定こども園ひかりの子            |     |
|               | 佐 藤 和 彦 | 認定こども園赤石幼稚園赤石保育園       |     |
|               | 高 橋 やえ子 | 認定こども園あづま幼稚園           | 副会長 |
|               | 小笠原 久子  | オガール保育園                |     |
|               | 佐 藤 薫   | 紫波町社会福祉協議会             |     |
|               | 小田中 次男  | 特定非営利活動法人ぬくもり          |     |
| 学識経験者         | 下 山 恵   | 岩手大学教育学部附属幼稚園          |     |
|               | 岸 千 夏   | 盛岡大学短期大学部              |     |
|               | 森 保 茂   | 紫波町校長会                 | 会長  |
|               | 藤原 美由紀  | 紫波町民生児童委員協議会           |     |
| その他町長が必要と認める者 | 原 勝 雄   | 盛岡広域振興局保健福祉環境部保健福祉室福祉課 |     |
|               | 阿 部 明日香 | 公募委員                   |     |
|               | 蒲生 麻衣子  | 公募委員                   |     |

(敬称略)

## Ⅱ 町内教育・保育施設等一覧

| 事業<br>区分                 | 施設名             | 所在地                         | 連絡先                          |
|--------------------------|-----------------|-----------------------------|------------------------------|
| 認 定<br>こ ども園             | ひかりの子           | 日詰字下丸森130                   | (電)672-2542<br>【保育園】672-5356 |
|                          | 赤石幼稚園赤石保育園      | 北日詰字東ノ坊50-5<br>南日詰字箱清水160-1 | (電)672-2044<br>【保育園】671-1113 |
|                          | あづま幼稚園          | 上平沢字川原田84-2                 | (電)673-7202                  |
| 保 育<br>所                 | 古館保育所           | 高水寺字土手61                    | (電)676-6048                  |
|                          | 佐比内保育所          | 佐比内字館前1-1                   | (電)674-2202                  |
|                          | 東部保育所           | 彦部字暮坪176-1                  | (電)676-2355                  |
|                          | 虹の保育園           | 稲藤字牡丹野40-1                  | (電)673-7307                  |
|                          | オガール保育園         | 紫波中央駅前2-3-9                 | (電)613-3095                  |
| 小 規<br>模 保<br>育 事<br>業 所 | 古館こぐま保育園        | 高水寺字古屋敷164-16               | (電)658-9201                  |
|                          | アガペ保育園          | 日詰字郡山駅176                   | 令和2年度開所予定                    |
|                          | 瑞穂こぐま保育園        | 北日詰字白旗90-19                 | 令和2年度開所予定                    |
|                          | ピースハート桜町保育園     | 桜町字三本木22-4                  | 令和2年度開所予定                    |
|                          | 赤石うさぎ保育園        | 南日詰字箱清水160                  | 令和2年度開所予定                    |
| 児 童<br>館                 | 水分児童館           | 吉水字中村66-7                   | (電)673-7234                  |
|                          | 赤沢児童館           | 赤沢字駒場1-1                    | (電)672-3294                  |
|                          | 長岡児童館           | 東長岡字細工田12-2                 | (電)672-3594                  |
| 子 育<br>て 支<br>援 施<br>設 等 | 子育て応援センター「しわっせ」 | 紫波中央駅前2-3-3                 | (電)671-2200                  |
|                          | 虹の保育園子育て支援センター  | 稲藤字牡丹野40-1                  | (電)673-7307                  |
|                          | ファミリーサポートセンター   | 日詰西1-2-14                   | (電)656-1481                  |
|                          | 紫波中央病児保育室       | 紫波中央駅前2-3-94                | (電)672-1122                  |
|                          | こどもセンター         | 紫波中央駅前2-3-94                | (電)613-6691                  |

## 保育施設等位置図

- |           |              |           |           |         |
|-----------|--------------|-----------|-----------|---------|
| ①ひかりの子    | ②赤石幼稚園赤石保育園  | ③あづま幼稚園   | ④古館保育所    | ⑤佐比内保育所 |
| ⑥東部保育所    | ⑦虹の保育園       | ⑧オガール保育園  | ⑨古館こぐま保育園 | ⑩アガベ保育園 |
| ⑪瑞穂こぐま保育園 | ⑫ピースハート桜町保育園 | ⑬赤石うさぎ保育園 | ⑭水分児童館    | ⑮赤沢児童館  |
| ⑯長岡児童館    |              |           |           |         |

